

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
荒川上流河川事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 8 荒川左岸平方低水護岸工事
工事地名	埼玉県上尾市大字平方地先

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 7月	1 2) 設 計 年 月	令和 8年 7月
2) 事務所名	荒川上流河川事務所 工務課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2026070006	1 4) 単価適用年月	2026年 7月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 7月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	河川工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	258日間 自 令和 8年 9月16日 (当初) 至 令和 9年 5月31日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	埼玉県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	大宮地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	荒川上流本川	2 2) 処 分 費 等	1,163,950
		2 3) 公 告 日	令和 8年 7月 8日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目： 河川整備事業費	2) 目： 河川改修費	3) 目の細分： 工事費	4) 事業名： 荒川（上流）
---------------------	----------------	-----------------	-------------------

設計内訳書

工事名	R 8 荒川左岸平方低水護岸工事 (当初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
築堤・護岸		式	1		72,536,443				
河川土工		式	1		11,473,116				
掘削工 (ICT)		式	1		10,541,660				
掘削 (ICT)	土砂	m3	2,100	437.7	919,170			単-1号	
土砂等運搬	土砂 (岩塊・玉石混り土含む)	式	1		8,906,030			内-1号	
整地	残土受入れ地での処理	式	1		408,900			内-2号	
積込 (ルース)	土砂	式	1		307,560			内-3号	
法面整形工 (ICT)		式	1		931,456				
法面整形 (切土部) (ICT)	砂質土、砂及び砂質土、粘性土	m2	920	912	839,040			単-2号	
法面整形 (盛土部) (ICT)		m2	160	577.6	92,416			単-3号	
護岸基礎工		式	1		3,912,080				
基礎工		式	1		3,912,080				

設計内訳書

工事名	R 8 荒川左岸平方低水護岸工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
護岸基礎ブロック据付	底幅50cm 高さ50cm	m	79	28,050	2,215,950			単-4号	
平場コンクリート	24-8-25(20)	m	79	21,470	1,696,130			単-5号	
矢板護岸工		式	1		22,062,540				
笠コンクリート工		式	1		4,245,460				
プレキャスト笠コンクリート	底幅 70 c m 高さ 50 c m	m	79	53,740	4,245,460			単-6号	
矢板工		式	1		17,817,080				
鋼矢板圧入	10H型 広幅鋼矢板平均長さ 8m	枚	80	196,100	15,688,000			単-7号	
圧入関係機械設置撤去		式	1		2,129,080			内-4号	
法覆護岸工		式	1		20,038,845				
作業土工		式	1		469,119				
床掘り	土砂	式	1		54,999			内-5号	
埋戻し		式	1		414,120			内-6号	

設計内訳書

工事名	R 8 荒川左岸平方低水護岸工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
コンクリートブロック工(大型連節ブロック張)		式	1		19,569,726				
大型連節ブロック張	350kg/m2以上	m2	1,071	16,600	17,778,600			単-8号	
プレキャスト縦帯ブロック	幅 30 c m 高さ 50 c m	m	80.9	22,140	1,791,126			単-9号	
根固め工		式	1		421,572				
根固めブロック工		式	1		421,572				
根固めブロック据付	ブロック種類(実質量) 2 t	個	43	9,804	421,572			単-10号	
排水工		式	1		4,146,210				
作業土工		式	1		1,241,210				
床掘り	土砂	式	1		43,890			内-7号	
埋戻し		式	1		1,197,320			内-8号	
管渠工		式	1		2,747,100				
暗渠排水管	据付 直管 600mm	m	79	34,260	2,706,540			単-11号	

設計内訳書

工事名	R 8 荒川左岸平方低水護岸工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
フラップゲート	VUφ600用 再利用	基	1	40,560	40,560			単-12号	
集水柵工		式	1		157,900				
プレキャスト集水柵	1000×1000×1900 移設	箇所	1	157,900	157,900			単-13号	
小堤撤去復旧工		式	1		3,194,334				
小堤撤去工		式	1		1,519,733				
掘削	土砂	m3	350	391.1	136,885			単-14号	
大型土のう		袋	248	5,576	1,382,848			単-15号	
撤去		式	1		1,674,601				
小堤復旧工		m3	30	923.1	27,693			単-16号	
路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	m3	830	266	220,780			単-17号	
路体(築堤)盛土(ICT)		m3	430	577.6	248,368			単-18号	
法面整形(盛土部)(ICT)		m2	100	518	51,800			単-19号	
平場仕上げ		m2							

設計内訳書

工事名	R 8 荒川左岸平方低水護岸工事 (当初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
張芝		m2	430	2,352	1,011,360			単-20号	
市松芝	野芝	m2	100	1,146	114,600			単-21号	
構造物撤去工		式	1		1,129,384				
作業土工		式	1		328,625				
床掘り	土砂	式	1		34,485			内-9号	
埋戻し		式	1		294,140			内-10号	
構造物取壊し工		式	1		35,190				
コンクリート構造物取壊し	無筋構造物	m3	3	11,730	35,190			単-22号	
擦付部撤去工		式	1		651,735				
袋詰玉石撤去	撤去・運搬	袋	80	6,893	551,440			単-23号	
根固めブロック撤去	撤去・運搬・仮置き	個	13	7,715	100,295			単-24号	
排水構造物撤去工		式	1		91,334				

設計内訳書

工事名	R 8 荒川左岸平方低水護岸工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
暗渠排水管撤去	撤去 高密度PE管600	m	32	331.2	10,598			単-25号	
暗渠排水管撤去	VU管 φ600	m	12	5,038	60,456			単-26号	
フラップゲート撤去	VUφ600用 再利用撤去	基	1	20,280	20,280			単-27号	
運搬処理工		式	1		22,500				
殻運搬	コンクリート殻(無筋)	m3	3	5,150	15,450			単-28号	
殻処分	コンクリート殻(無筋)	m3	3	2,350	7,050			単-29号	
仮設工		式	1		6,158,362				
工事用道路工		式	1		3,107,160				
敷鉄板		式	1		1,367,830			内-11号	
安定処理		式	1		680,610			内-12号	
袋詰め根固め		式	1		610,675			内-13号	
袋詰め根固め撤去		式	1		448,045			内-14号	

設計内訳書

工事名	R 8 荒川左岸平方低水護岸工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
掘削工		式	1		219,016				
掘削		式	1		219,016			内-15号	
盛土工		式	1		104,424				
路体(築堤)盛土		式	1		104,424			内-16号	
作業ヤード整備工		式	1		452,562				
大型土のう撤去復旧		式	1		452,562			内-17号	
交通管理工		式	1		2,275,200				
交通誘導警備員		式	1		2,275,200			内-18号	
直接工事費		式	1		72,536,443				
共通仮設		式	1		22,510,490				
共通仮設費		式	1		16,762,490				
運搬費		式	1		7,427,608				

設計内訳書

工事名	R 8 荒川左岸平方低水護岸工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
建設機械運搬費		式	1		334,200			内-19号	
重建設機械分解組立輸送費		式	1		5,320,000			内-20号	
仮設材運搬費		式	1		1,773,408			内-21号	
準備費		式	1		3,075,982				
表土運搬		式	1		1,019,958			内-22号	
木根等処分費		式	1		2,056,024			内-23号	
技術管理費		式	1		5,649,900				
土質等試験費		式	1		7,800			内-24号	
施工調査費		式	1		356,100			内-25号	
システム初期費(ICT)		式	1		1,146,000			内-26号	
第三者による品質証明に係る費用		式	1		4,140,000			内-27号	
現場環境改善費 (率計上)		式	1		609,000				

設計内訳書

工事名	R 8 荒川左岸平方低水護岸工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
共通仮設費（率計上）		式	1		5,748,000				
純工事費		式	1		95,046,933				
現場管理費		式	1		23,661,000				
工事原価		式	1		118,707,933				
一般管理費等		式	1		20,692,067				
工事価格		式	1		139,400,000				
消費税相当額		式	1		13,940,000				
工事費計		式	1		153,340,000				

一式当たり内訳書

土砂等運搬
第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【施工箇所→中老袋SY】								
土砂等運搬	標準 バックホウ バケット容量0. 8m3 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 有り 11. 0km以下	m 3	2, 760	2, 081	5, 743, 560			
土砂等運搬	標準 バックホウ バケット容量0. 45m3 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 有り 12. 0km以下	m 3	220	2, 551	561, 220			
【中老袋SY→施工箇所】								
土砂等運搬	標準 バックホウ バケット容量0. 8m3 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 有り 11. 0km以下	m 3	1, 250	2, 081	2, 601, 250			
合 計					8, 906, 030			

一式当たり内訳書

整地

第 2号内訳書

單價使用年月	2026. 07
步掛使用年月	2026. 07
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

積込(ルーズ)

第 3号内訳書

單價使用年月	2026. 07
步掛使用年月	2026. 07
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

第 4号内訳書 圧入関係機械設置撤去

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
サイレントバ イー設置・撤去		回	1	165, 900	165, 900			
エントランナー取付・取外し		回	1	530, 500	530, 500			
クランプ クレーン設置・撤去		回	1	110, 000	110, 000			
搬送用レール設置・撤去		m	72	14, 640	1, 054, 080			
自走装置取付・取外し		回	1	268, 600	268, 600			
合 計					2, 129, 080			

一式当たり内訳書

床掘り

第 5号内訳書

單價使用年月	2026. 07
步掛使用年月	2026. 07
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

埋戻し

第 6号内訳書

單價使用年月	2026. 07
步掛使用年月	2026. 07
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

床掘り

第 7号内訳書

單價使用年月	2026. 07
步掛使用年月	2026. 07
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

埋戻し

第 8号内訳書

單價使用年月	2026. 07
步掛使用年月	2026. 07
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

床掘り

第 9号内訳書

單價使用年月	2026. 07
步掛使用年月	2026. 07
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

埋戻し

第 10号内訳書

單價使用年月	2026. 07
步掛使用年月	2026. 07
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

敷鉄板
第 11号内訳書

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	数量増減	金額増減	摘 要
<組立ヤード>								
敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	m 2	409	449. 2	183, 722			
敷鉄板賃料	22×1, 524×6, 096 (mm) 無 111日 無 有	枚	44	10, 650	468, 600			
<作業ヤード>								
敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	m 2	297	449. 2	133, 412			
敷鉄板賃料	22×1, 524×6, 096 (mm) 無 108日 無 有	枚	32	10, 390	332, 480			
<工事用道路>								
敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	m 2	167	449. 2	75, 016			
敷鉄板賃料	22×1, 524×6, 096 (mm) 無 100日 無 有	枚	18	9, 700	174, 600			
合 計					1, 367, 830			

一式当たり内訳書

安定処理
第 12号内訳書

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
安定処理	スレ`ライザ` 0. 6mを超え1m以下 7t/100m2 1回 セメント系（高有機質土用） フレコン	m 2	294	2, 315	680, 610			
合 計					680, 610			

一式当たり内訳書

袋詰め根固め

第 13号内訳書

單價使用年月	2026. 07
步掛使用年月	2026. 07
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

袋詰め根固め撤去
第 14号内訳書

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
袋詰め根固め撤去・積込み	2t	袋	65	2, 309	150, 085			
袋詰め根固め運搬	2t 運搬距離 9. 5km以下	袋	65	2, 275	147, 875			
袋詰め根固め荷卸し	2t	袋	65	2, 309	150, 085			
合 計					448, 045			

一式当たり内訳書

掘削
第 15号内訳書

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
<仮設土工>								
掘削	土砂 オープンカット 無し 無し 5,000m3未満	m 3	520	391. 1	203, 372			
<工事用道路>								
掘削	土砂 オープンカット 無し 無し 5,000m3未満	m 3	40	391. 1	15, 644			
合 計					219, 016			

一式当たり内訳書

路体(築堤)盛土

第 16号内訳書

單價使用年月	2026. 07
步掛使用年月	2026. 07
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

大型土のう撤去復旧
第 17号内訳書

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
大型土のう工	撤去(再利用) 6m以下 -3m≦H≦2m	袋	165	840. 8	138, 732			
大型土のう工	設置(再設置含む) 6m以下 -3m≦H≦2m	袋	165	1, 902	313, 830			
合 計					452, 562			

一式当たり内訳書

交通誘導警備員

第 18号内訳書

單價使用年月	2026. 07
步掛使用年月	2026. 07
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

建設機械運搬費

第 19号内訳書

單價使用年月	2026. 07
步掛使用年月	2026. 07
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

第 20号内訳書 重建設機械分解組立輸送費

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	数 量 増 減	金 額 増 減	摘 要
重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) クローラークレーン系 80t吊超150t吊以下(クラム平積2m3超3m3下) 標準(1. 0)	回	2	2, 660, 000	5, 320, 000			
合 計					5, 320, 000			

一式当たり内訳書

假設材運搬費

第 21号内訳書

單價使用年月	2026. 07
步掛使用年月	2026. 07
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

表土運搬

第 22号内訳書

單價使用年月	2026. 07
步掛使用年月	2026. 07
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

木根等処分費

第 23号内訳書

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
伐木・伐竹（複合）	伐木(人力施工:粗)(10本/100m2未満) 有り 機械施工	m 2	800	282. 4	225, 920			
<幹>								
運搬（伐木除根）	機械施工 無し 有り 45. 5km以下	m 3	119	3, 826	455, 294			
幹 処分費（m 3）		m 3	119	5, 100	606, 900			
<根>								
運搬（伐木除根）	機械施工 有り 有り 43. 5km以下	m 3	55	3, 962	217, 910			
根 処分費（m 3）		m 3	55	10, 000	550, 000			
合 計					2, 056, 024			

一式当たり内訳書

土質等試験費

第 24号内訳書

單價使用年月	2026. 07
步掛使用年月	2026. 07
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

施工調査費

第 25号内訳書

單價使用年月	2026. 07
步掛使用年月	2026. 07
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

システム初期費 (ICT)

第 26号内訳書

單價使用年月	2026. 07
步掛使用年月	2026. 07
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

第三者による品質証明に係る費用

第 27号内訳書

單價使用年月	2026. 07
步掛使用年月	2026. 07
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.000-00-00-2-0	
単一1号	掘削(ICT)	土砂	単位	m3	数量	1	単価	437.7
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
掘削 (I C T)		土砂 オフショット 無し 5,000m3未満	m 3	1	437.7	437.7		
計						437.7		
単価						437.7	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.000-00-00-2-0	
単一2号	法面整形(切土部)(ICT)	埴質土、砂及び砂質土、粘性土	単位	m2	数量	1	単価	912
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法面整形 (I C T)		切土部 埴質土、砂及び砂質土、粘性土	m 2	1	912	912		
計						912		
単価						912	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単-3号	法面整形(盛土部) (ICT)		単位	m2	数量	1	単価	577. 6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法面整形 (I C T)		盛土部 無し ㇿ質土、砂及び砂質土、粘性土	m 2	1	577. 6	577. 6		
計						577. 6		
単価						577. 6	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単-4号	護岸基礎ブロック据付	底幅50cm 高さ50cm	単位	m	数量	10	単価	28, 050
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
護岸基礎ブロック据付		2, 000kg/個以下 8. 0mを超え14. 0m以下 2, 000mm以上2, 500mm以下 標準	m	10	4, 752	47, 520		
プレキャスト基礎ブロック (材料費)			m	10	22, 000	220, 000		
基礎碎石		7. 5cmを超え12. 5cm以下 再生クラッシュ 40〜0 全ての費用	m 2	7	1, 327	9, 289		
基面整正			m 2	7	518	3, 626		
計						280, 435		
単価						28, 050	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.000-00-00-2-0	
単-5号	平場コンクリート	24-8-25(20)	単位	m	数量	10	単価	21,470
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリート		小型構造物 クレーン車打設 各種 一般養生 打設高さ約17m以下、水平打設距離約17m以下 標準 全ての費用	m 3	3.2	44,250	141,600		
基礎砕石		12.5cmを超え17.5cm以下 再生クラッシュ 40〜0 全ての費用	m 2	16	1,408	22,528		
基面整正			m 2	16	518	8,288		
目地板		30m2以上 樹脂発泡体(15倍発泡) t=10	m 2	4	4,078	16,312		
鉄筋金網		S D 2 9 5 D 6 × 1 5 0 × 1 5 0	m 2	15	596	8,940		
吸出し防止材設置			m 2	16	1,059	16,944		
計						214,612		
単価						21,470	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一6号	プレキャスト笠コンクリート	底幅 70 c m 高さ 50 c m	単位	m	数量	1	単価	53, 740
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
笠コンクリートブロック		作業半径:5. 0m超え20m以下 有り 生コンクリート各種 28m3以上31m3未満 無し 標準 全ての費用	m	1	19, 120	19, 120		
笠コンクリートブロック (材料費)			m	1	33, 750	33, 750		
基礎碎石		12. 5cmを超え17. 5cm以下 再生クッション 40～0 全ての費用	m 2	0. 45	1, 408	633. 6		
基面整正			m 2	0. 45	518	233. 1		
計						53, 736. 7		
単価						53, 740	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一7号	鋼矢板圧入	10H型 広幅鋼矢板平均長さ 8m	単位	枚	数量	1	単価	196, 100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鋼矢板圧入		SP-10H L=8. 0m Nmax≦25 圧入長9. 0m以下	枚	1	53, 330	53, 330		
鋼矢板材料（6－2 0 m以外は適用外）		SYW295 10H型 8m/枚 なし	枚	1	140, 300	140, 300		
サレントバ イー自走			枚	1	2, 416	2, 416		
計						196, 046		
単価						196, 100	円／枚	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単-8号	大型連節ブロック張	350kg/m2以上	単位	m2	数量	100	単価	16, 600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
連節ブロック張工		350kg/m2以上	m 2	100	4, 590	459, 000		
吸い出し防止シート		河川護岸用 t = 1 0 mm	m 2	108	765	82, 620		
亜鉛アルミメッキ鋼線		径 8 mm	t	0. 067	464, 000	31, 088		
大型連節ブロック		350kg/m2以上	個	167	6, 510	1, 087, 170		
計						1, 659, 878		
単価						16, 600	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単-9号	プレキャスト縦帯ブロック	幅 30 c m 高さ 50 c m	単位	m	数量	10	単価	22, 140
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
プレキャスト巻止ブロック			m	10	5, 214	52, 140		
プレキャスト巻止ブロック (材料費)			m	10	16, 000	160, 000		
基礎碎石		7. 5cmを超え12. 5cm以下 再生クラッシュ 40～0 全ての費用	m 2	5	1, 327	6, 635		
基面整正			m 2	5	518	2, 590		
計						221, 365		
単価						22, 140	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一10号	根固めブロック据付	ブロック種類(実質量) 2 t	単位	個	数量	1	単価	9, 804
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
消波根固めブロック積込み		2. 5t以下	個	1	2, 142	2, 142		
消波根固めブロック運搬		2. 5t以下 積込み・荷卸 4個 9. 5km以下	個	1	2, 836	2, 836		
消波根固めブロック荷卸		2. 5t以下	個	1	2, 003	2, 003		
消波根固めブロック据付け		2. 5t以下 陸上 12m超 0個 乱積 ラフテレンクレーン(油圧伸縮ジブ型)最大吊上能力25t吊 標準	個	1	2, 823	2, 823		
計						9, 804		
単価						9, 804	円／個	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一11号	暗渠排水管	据付 直管 600mm	単位	m	数量	1	単価	34, 260
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
暗渠排水管設置		VU管 φ600	m	1	6, 255	6, 255		
硬質ポリ塩化ビニル管		VU φ600	m	1	28, 000	28, 000		
計						34, 255		
単価						34, 260	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一12号	フラップゲート	VU φ600用 再利用	単位	基	数量	1	単価	40, 560
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
フラップゲート設置		VU φ600用 バンド固定式	基	1	40, 560	40, 560		
計						40, 560		
単価						40, 560	円／基	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単-13号	プレキャスト集水桝	1000×1000×1900 移設	単位	箇所	数量	1	単価	157, 900
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
プレキャストマンホール		据付・撤去 2000kg/基以下 無しまたは円形断面以外 全ての費用	基	1	51, 410	51, 410		
プレキャストマンホール		据付・撤去 2000kg/基を超え4000kg/基以下 無しまたは円形断面以外 全ての費用	基	1	101, 300	101, 300		
基礎碎石		17. 5cmを超え20. 0cm以下 再生クラッシュ 40～0 全ての費用	m 2	2. 56	1, 489	3, 811. 84		
基面整正			m 2	2. 56	518	1, 326. 08		
計						157, 847. 92		
単価						157, 900	円／箇所	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一14号	掘削	土砂	単位	m3	数量	1	単価	391. 1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
掘削		土砂 オープンカット 無し 無し 5, 000m3未満	m 3	1	391. 1	391. 1		
計						391. 1		
単価						391. 1	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単-15号	大型土のう 撤去		単位	袋	数量	1	単価	5, 576
名 称		規 格	単位	数量	単価	金 額	摘 要	
大型土のう工		撤去(再利用) 6m以下 -3m≦H≦2m	袋	1	840. 8	840. 8		
大型土のう積み込み工			袋	1	1, 603	1, 603		
大型土のう運搬工		運搬距離 9. 5km以下	袋	1	1, 723	1, 723		
大型土のう荷卸し工			袋	1	1, 409	1, 409		
計						5, 575. 8		
単価						5, 576	円／袋	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.000-00-00-2-0	
単一16号	路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	単位	m3	数量	1	単価	923.1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体（築堤）盛土		2.5m以上4.0m未満	m 3	1	923.1	923.1		
計						923.1		
単価						923.1	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.000-00-00-2-0	
単一17号	路体(築堤)盛土(ICT)		単位	m3	数量	1	単価	266
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体（築堤）盛土（I C T）		20,000m3未満 無し	m 3	1	266	266		
計						266		
単価						266	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一18号	法面整形(盛土部) (ICT)		単位	m2	数量	1	単価	577. 6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法面整形 (I C T)		盛土部 無し ㍻質土、砂及び砂質土、粘性土	m 2	1	577. 6	577. 6		
計						577. 6		
単価						577. 6	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一19号	平場仕上げ		単位	m2	数量	1	単価	518
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基面整正			m 2	1	518	518		
計						518		
単価						518	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一20号	張芝		単位	m2	数量	1	単価	2, 352
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
人力施工による植生工		張芝工 300m2以上500m2未満 無	m 2	1	2, 352	2, 352		
計						2, 352		
単価						2, 352	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一21号	市松芝	野芝	単位	m2	数量	1	単価	1, 146
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
市松芝		野芝	m 2	1	1, 146	1, 146		
計						1, 146		
単価						1, 146	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単-22号	コンクリート構造物取壊し	無筋構造物	単位	m3	数量	1	単価	11, 730
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
構造物とりこわし		無筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	m 3	1	11, 730	11, 730		
計						11, 730		
単価						11, 730	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一23号	袋詰玉石撤去	撤去・運搬	単位	袋	数量	1	単価	6, 893
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
袋詰め根固め撤去・積込み		2t	袋	1	2, 309	2, 309		
袋詰め根固め運搬		2t 運搬距離 9. 5km以下	袋	1	2, 275	2, 275		
袋詰め根固め荷卸し		2t	袋	1	2, 309	2, 309		
計						6, 893		
単価						6, 893	円／袋	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単-24号	根固めブロック撤去	撤去・運搬・仮置き	単位	個	数量	1	単価	7, 715
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
根固めブロック撤去		撤去・積込み 有り ラフテレンクレーン(油圧伸縮ジブ型)最大吊上能力25t吊 標準	個	1	2, 876	2, 876		
消波根固めブロック運搬		2. 5t以下 積込み・荷卸 4個 9. 5km以下	個	1	2, 836	2, 836		
消波根固めブロック荷卸		2. 5t以下	個	1	2, 003	2, 003		
計						7, 715		
単価						7, 715	円／個	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一25号	暗渠排水管撤去	撤去 高密度PE管600	単位	m	数量	1	単価	331. 2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
暗渠排水管		撤去 波状管 450～600mm	m	1	331. 2	331. 2		
計						331. 2		
単価						331. 2	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一26号	暗渠排水管撤去	VU管 φ 600	単位	m	数量	1	単価	5, 038
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
暗渠排水管撤去		VU管 φ 600	m	1	5, 038	5, 038		
計						5, 038		
単価						5, 038	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一27号	フラップゲート撤去	VUφ600用 再利用撤去	単位	基	数量	1	単価	20, 280
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
フラップゲート撤去		VUφ600用 バンド固定式 再利用撤去	基	1	20, 280	20, 280		
計						20, 280		
単価						20, 280	円／基	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一28号	殻運搬	コンクリート殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	5, 150
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬		コンクリート(無筋)構造物とりこわし 機械積込 有り 34. 3km以下 全ての費用	m 3	1	5, 150	5, 150		
計						5, 150		
単価						5, 150	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一29号	殻処分	コンクリート殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	2, 350
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m 3)			m 3	1	2, 350	2, 350		
計						2, 350		
単価						2, 350	円／m3	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.000-00-00-2-0	
	鋼矢板圧入	SP-10H L=8.0m Nmax≦25 圧入長9.0m以下	単位	枚	数量	10	単価	53,330
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0.65	32,700	21,255		
	とび工		人	1.31	32,400	42,444		
	特殊作業員		人	0.65	29,000	18,850		
	油圧式杭圧入引抜機運転	エンジン式ユニット ハット形用 圧入1000kN 引抜1200kN 2014年	日	0.65	250,200	162,630		
	ユニットランナー賃料		日	0.65	45,000	29,250		
	クランプ クレーン運転	2.95t×5.0m吊	日	0.65	125,400	81,510		
	バイルランナー運転	5.0t積 30m/min	日	0.65	42,650	27,722		
	クローラクレーン運転	油圧駆動式ウインチ・ラチェット型 120t吊 排対3次	日	0.65	222,200	144,430		
	諸雑費（率＋まるめ） 1.35%		式	1		5,209		
	計					533,300		
	単価					53,330	円／枚	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	鋼矢板材料（6－2 0 m以外は適用外）	SYW295 10H型 8m/枚 なし	単位	枚	数量	1	単価	140, 300
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	鋼矢板	S Y W 2 9 5 ハット型（1 0 H, 2 5 H, 4 5 H）	t	0. 691	200, 000	138, 200		
	地域エキストラ		t	0. 691	3, 000	2, 073		
	諸雑費（まるめ）		式	1		27		
	計					140, 300		
	単価					140, 300	円／枚	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	サレントバ ｲｰ自走		単位	枚	数量	10	単価	2, 416
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 05	32, 700	1, 635		
	とび工		人	0. 11	32, 400	3, 564		
	特殊作業員		人	0. 05	29, 000	1, 450		
	油圧式杭圧入引抜機運転	エンジン式ユニット ハット形用 圧入1000kN 引抜1200kN 2014年	日	0. 05	250, 200	12, 510		
	ユニットランナー賃料		日	0. 05	45, 000	2, 250		
	自走装置賃料	自走装置(ハット形鋼矢板用)	日	0. 05	55, 000	2, 750		
	諸雑費（まるめ）		式	1		1		
	計					24, 160		
	単価					2, 416	円／枚	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	サレントバ 仔-設置・撤去		単位	回	数量	1	単価	165, 900
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
土木一般世話役		人	0. 29	32, 700	9, 483			
とび工		人	0. 58	32, 400	18, 792			
特殊作業員		人	0. 29	29, 000	8, 410			
油圧式杭圧入引抜機運転	エンジン式ユニット ハット形用 圧入1000kN 引抜1200kN 2014年	日	0. 25	250, 200	62, 550			
クローラークレーン運転	油圧駆動式ウインチ・リフティング型 120t吊 排対3次	日	0. 3	222, 200	66, 660			
諸雑費（まるめ）		式	1		5			
計					165, 900			
単価					165, 900	円／回		

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	ユニットランナー取付・取外し		単位	回	数量	1	単価	530, 500
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
土木一般世話役		人	1. 27	32, 700	41, 529			
とび工		人	2. 54	32, 400	82, 296			
特殊作業員		人	1. 27	29, 000	36, 830			
油圧式杭圧入引抜機運転	エンジン式ユニット ハット形用 圧入1000kN 引抜1200kN 2014年	日	0. 41	250, 200	102, 582			
ユニットランナー賃料		日	1	45, 000	45, 000			
クローラークレーン運転	油圧駆動式ワイナ・リフティング型 120t吊 排対3次	日	1	222, 200	222, 200			
諸雑費（まるめ）		式	1		63			
計					530, 500			
単価					530, 500	円／回		

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	クランプ クレーン設置・撤去		単位	回	数量	1	単価	110, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0. 41	32, 700	13, 407		
とび工			人	0. 83	32, 400	26, 892		
クランプクレーン運転		2. 95t×5. 0m吊	日	0. 13	125, 400	16, 302		
クロークレーン運転		油圧駆動式ウインチ・ラジシブ型 120t吊 排対3次	日	0. 24	222, 200	53, 328		
諸雑費（まるめ）			式	1		71		
計						110, 000		
単価						110, 000	円／回	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	搬送用レール設置・撤去		単位	m	数量	10	単価	14, 640
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 3	32, 700	9, 810		
	とび工		人	0. 6	32, 400	19, 440		
	クランプクレーン運転	2. 95t×5. 0m吊	日	0. 3	125, 400	37, 620		
	パイルランナー運転	5. 0t積 30m/min	日	0. 3	42, 650	12, 795		
	クローラクレーン運転	油圧駆動式ウインチ・リフティング型 120t吊 排対3次	日	0. 3	222, 200	66, 660		
	諸雑費（まるめ）		式	1		75		
	計					146, 400		
	単価					14, 640	円／m	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0
	自走装置取付・取外し		単位	回	数量	1	単価 268, 600
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役		人	0. 25	32, 700	8, 175		
とび工		人	0. 5	32, 400	16, 200		
特殊作業員		人	0. 25	29, 000	7, 250		
油圧式杭圧入引抜機運転	エンジン式ユニット ハット形用 圧入1000kN 引抜1200kN 2014年	日	0. 32	250, 200	80, 064		
ユニットランナー賃料		日	0. 32	45, 000	14, 400		
クランプ クレーン運転	2. 95t×5. 0m吊	日	0. 32	125, 400	40, 128		
ハイランナー運転	5. 0t積 30m/min	日	0. 32	42, 650	13, 648		
クロークレーン運転	油圧駆動式ウインチ・ラチェット型 120t吊 排対3次	日	0. 32	222, 200	71, 104		
自走装置賃料	自走装置（ハット形鋼矢板用）	日	0. 32	55, 000	17, 600		
諸雑費（まるめ）		式	1		31		
計					268, 600		

参考資料 (1)

單僱使用年月	2026.07
步掛使用年月	2026.07
勞務調整係數	1.000-00-00-2-0

[illegible]

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	連節ブロック張工	350kg/m2以上	単位	m 2	数量	10	単価	4, 590
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 12	32, 700	3, 924		
	ブロック工		人	0. 25	32, 400	8, 100		
	特殊作業員		人	0. 25	29, 000	7, 250		
	普通作業員		人	0. 49	25, 900	12, 691		
	ラフテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕	最大吊上能力 2 5 t 吊	日	0. 25	53, 200	13, 300		
	諸雑費（率＋まるめ） 2%		式	1		635		
	計					45, 900		
	単価					4, 590	円／m 2	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	暗渠排水管設置	VU管 φ600	単位	m	数量	10	単価	6, 255
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0. 33	32, 700	10, 791		
特殊作業員			人	0. 66	29, 000	19, 140		
普通作業員			人	0. 66	25, 900	17, 094		
バックホウ運転		クローラ型 山積0. 28m3 クレーン1. 7t吊	日	0. 33	45, 640	15, 061		
諸雑費（率＋まるめ） 1%			式	1		464		
計						62, 550		
単価						6, 255	円／m	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	フラップゲート設置	VUφ600用 バンド固定式	単位	基	数量	10	単価	40,560
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	2.5	32,700	81,750		
特殊作業員			人	5	29,000	145,000		
普通作業員			人	2.5	25,900	64,750		
バックホウ運転		クローラ型 山積0.28m3 クレーン1.7t吊	日	2.5	45,640	114,100		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						405,600		
単価						40,560	円／基	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	大型土のう工	撤去(再利用) 6m以下 -3m≦H≦2m	単位	袋	数量	10	単価	840. 8
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 068	32, 700	2, 223		
	特殊作業員		人	0. 068	29, 000	1, 972		
	バックホウ運転（クレーン仕様）	撤去(再利用) 6m以下 -3m≦H≦2m	日	0. 068	61, 670	4, 193		
	諸雑費（率＋まるめ） 0. 5%		式	1		20		
	計					8, 408		
	単価					840. 8	円／袋	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	大型土のう積み工		単位	袋	数量	100	単価	1, 603
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 91	32, 700	29, 757		
	特殊作業員		人	1. 82	29, 000	52, 780		
	普通作業員		人	0. 91	25, 900	23, 569		
	バックホウ運転	ｸﾛｰﾗ型 山積0. 8m3 平積0. 6m3 ｸﾚｰﾝ2. 9t吊	日	0. 91	59, 490	54, 135		
	諸雑費（まるめ）		式	1		59		
	計					160, 300		
	単価					1, 603	円／袋	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.000-00-00-2-0	
	大型土のう運搬工	運搬距離 9.5km以下	単位	袋	数量	100	単価	1,723
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	ダンプトラック運転	オノロード・デ・イーゼル 10t積級	日	2.5	68,920	172,300		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					172,300		
	単価					1,723	円／袋	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	大型土のう荷卸し工		単位	袋	数量	100	単価	1, 409
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 8	32, 700	26, 160		
	特殊作業員		人	1. 6	29, 000	46, 400		
	普通作業員		人	0. 8	25, 900	20, 720		
	バックホウ運転	ｸﾛｰﾗ型 山積0. 8m3 平積0. 6m3 ｸﾚｰﾝ2. 9t吊	日	0. 8	59, 490	47, 592		
	諸雑費（まるめ）		式	1		28		
	計					140, 900		
	単価					1, 409	円／袋	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	人力施工による植生工	張芝工 300m2以上500m2未満 無	単位	m 2	数量	1	単価	2, 352
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法面工（張芝工）		野芝・高麗芝（全面張）	m 2	1	2, 352	2, 352		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						2, 352		
単価						2, 352	円／m 2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	単位	m 3	数量	1	単価	11, 730
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
無筋構造物		昼間 機械施工 制約無	m 3	1	11, 723. 4	11, 723		
諸雑費（まるめ）			式	1		7		
計						11, 730		
単価						11, 730	円／m 3	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	袋詰め根固め撤去・積み込み	2t	単位	袋	数量	10	単価	2, 309
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 14	32, 700	4, 578		
	特殊作業員		人	0. 14	29, 000	4, 060		
	普通作業員		人	0. 27	25, 900	6, 993		
	ラフテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕	最大吊上能力 2 5 t 吊	日	0. 14	53, 200	7, 448		
	諸雑費（率＋まるめ） 0. 1%		式	1		11		
	計					23, 090		
	単価					2, 309	円／袋	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	袋詰め根固め運搬	2t 運搬距離 9. 5km以下	単位	袋	数量	10	単価	2, 275
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	ダンプトラック運転	オノロード・デ・イセ・ル 10t積級	日	0. 33	68, 920	22, 743		
	諸雑費（まるめ）		式	1		7		
	計					22, 750		
	単価					2, 275	円／袋	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	袋詰め根固め荷卸し	2t	単位	袋	数量	10	単価	2, 309
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 14	32, 700	4, 578		
	特殊作業員		人	0. 14	29, 000	4, 060		
	普通作業員		人	0. 27	25, 900	6, 993		
	ラフテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕	最大吊上能力 2 5 t 吊	日	0. 14	53, 200	7, 448		
	諸雑費（率＋まるめ） 0. 1%		式	1		11		
	計					23, 090		
	単価					2, 309	円／袋	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	暗渠排水管撤去	VU管 φ600	単位	m	数量	10	単価	5, 038
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0. 36	32, 700	11, 772		
特殊作業員			人	0. 72	29, 000	20, 880		
バックホウ運転			日	0. 36	45, 640	16, 430		
諸雑費（率＋まるめ） 4%			式	1		1, 298		
計						50, 380		
単価						5, 038	円／m	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	フラップゲート撤去	VUφ600用 バンド固定式 再利用撤去	単位	基	数量	10	単価	20, 280
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	1. 25	32, 700	40, 875		
特殊作業員			人	2. 5	29, 000	72, 500		
普通作業員			人	1. 25	25, 900	32, 375		
バックホウ運転		クローラ型 山積0. 28m3 クレーン1. 7t吊	日	1. 25	45, 640	57, 050		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						202, 800		
単価						20, 280	円／基	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	処分費（m 3）		単位	m 3	数量	100	単価	2, 350
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		コンクリート殻(無筋)	m 3	100	2, 350	235, 000		
	計					235, 000		
	単価					2, 350	円／m 3	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	単位	m 2	数量	100	単価	449. 2
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 295	32, 700	9, 646		
	とび工		人	0. 295	32, 400	9, 558		
	普通作業員		人	0. 295	25, 900	7, 640		
	バックホウ（クローラ型）運転		日	0. 295	59, 800	17, 641		
	諸雑費（率＋まるめ） 1%		式	1		435		
	計					44, 920		
	単価					449. 2	円／m 2	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	敷鉄板賃料	22×1, 524×6, 096(mm) 無 111日 無 有	単位	枚	数量	1	単価	10, 650
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	敷き鉄板賃料	2 2 × 1 5 2 4 × 6 0 9 6 m m	枚	1	9, 546	9, 546		
	整備費（敷鉄板）	2 2 × 1 5 2 4 × 6 0 9 6 m m	枚	1	1, 100	1, 100		
	諸雑費（まるめ）		式	1		4		
	計					10, 650		
	単価					10, 650	円／枚	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	敷鉄板賃料	22×1, 524×6, 096(mm) 無 108日 無 有	単位	枚	数量	1	単価	10, 390
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	敷き鉄板賃料	2 2 × 1 5 2 4 × 6 0 9 6 m m	枚	1	9, 288	9, 288		
	整備費（敷鉄板）	2 2 × 1 5 2 4 × 6 0 9 6 m m	枚	1	1, 100	1, 100		
	諸雑費（まるめ）		式	1		2		
	計					10, 390		
	単価					10, 390	円／枚	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	敷鉄板賃料	22×1, 524×6, 096(mm) 無 100日 無 有	単位	枚	数量	1	単価	9, 700
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	敷き鉄板賃料	2 2 × 1 5 2 4 × 6 0 9 6 m m	枚	1	8, 600	8, 600		
	整備費（敷鉄板）	2 2 × 1 5 2 4 × 6 0 9 6 m m	枚	1	1, 100	1, 100		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					9, 700		
	単価					9, 700	円／枚	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	袋詰め根固め積込み	2t	単位	袋	数量	10	単価	2, 309
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0. 14	32, 700	4, 578		
特殊作業員			人	0. 14	29, 000	4, 060		
普通作業員			人	0. 27	25, 900	6, 993		
ラフテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕		最大吊上能力 2 5 t 吊	日	0. 14	53, 200	7, 448		
諸雑費（率＋まるめ） 0. 1%			式	1		11		
計						23, 090		
単価						2, 309	円／袋	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	袋詰め根固め運搬	2t 運搬距離 9.5km以下	単位	袋	数量	10	単価	2,275
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	ダンプトラック運転	オノロード・ディーゼル 10t積級	日	0.33	68,920	22,743		
	諸雑費（まるめ）		式	1		7		
	計					22,750		
	単価					2,275	円／袋	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	袋詰め根固め荷卸し	2t	単位	袋	数量	10	単価	2, 309
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0. 14	32, 700	4, 578		
特殊作業員			人	0. 14	29, 000	4, 060		
普通作業員			人	0. 27	25, 900	6, 993		
ラフテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕		最大吊上能力 2 5 t 吊	日	0. 14	53, 200	7, 448		
諸雑費（率＋まるめ） 0. 1%			式	1		11		
計						23, 090		
単価						2, 309	円／袋	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	袋詰め根固め据付	2t	単位	袋	数量	10	単価	2, 502
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0. 15	32, 700	4, 905		
特殊作業員			人	0. 15	29, 000	4, 350		
普通作業員			人	0. 3	25, 900	7, 770		
ラフテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕		最大吊上能力 2 5 t 吊	日	0. 15	53, 200	7, 980		
諸雑費（率＋まるめ） 0. 1%			式	1		15		
計						25, 020		
単価						2, 502	円／袋	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	袋詰め根固め撤去・積み込み	2t	単位	袋	数量	10	単価	2, 309
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 14	32, 700	4, 578		
	特殊作業員		人	0. 14	29, 000	4, 060		
	普通作業員		人	0. 27	25, 900	6, 993		
	ラフテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕	最大吊上能力 2 5 t 吊	日	0. 14	53, 200	7, 448		
	諸雑費（率＋まるめ） 0. 1%		式	1		11		
	計					23, 090		
	単価					2, 309	円／袋	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0
	大型土のう工	設置(再設置含む) 6m以下 -3m≦H≦2m	単位	袋	数量	10	単価 1, 902
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	土木一般世話役		人	0. 13	32, 700	4, 251	
	特殊作業員		人	0. 13	29, 000	3, 770	
	普通作業員		人	0. 13	25, 900	3, 367	
	バックホウ運転（クレーン仕様）	設置(再設置含む) 6m以下 -3m≦H≦2m	日	0. 13	58, 560	7, 612	
	諸雑費（率＋まるめ） 0. 2%		式	1		20	
	計					19, 020	
	単価					1, 902	円／袋

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	交通誘導警備員 A		単位	人日	数量	1	単価	19, 200
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	交通誘導警備員 A		人	1	19, 200	19, 200		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					19, 200		
	単価					19, 200	円／人日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	交通誘導警備員 B		単位	人日	数量	1	単価	18, 000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	交通誘導警備員 B		人	1	18, 000	18, 000		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					18, 000		
	単価					18, 000	円／人日	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	貨物自動車による運搬（１車１回）	油圧式杭圧入引抜機 鋼矢板10H・25H・45H・50H型用 20km 無 有 10300円	単位	台	数量	1	単価	81, 300
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	貨物自動車基本運賃	20t車以上30t車まで 20kmまで	台	1	71, 000	71, 000		
	貨物自動車運送料金	運搬中の賃料（損料）K（K'）	台	1	10, 300	10, 300		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					81, 300		
	単価					81, 300	円／台	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	貨物自動車による運搬（１車１回）	スレリヤイザ（路床改良用）幅2.0m 深0.6～1.2m 20km 無 有 14800円	単位	台	数量	1	単価	85,800
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	貨物自動車基本運賃	20t車以上30t車まで 20kmまで	台	1	71,000	71,000		
	貨物自動車運送料金	運搬中の賃料（損料）K（K'）	台	1	14,800	14,800		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					85,800		
	単価					85,800	円／台	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) クローラークレーン系 80t吊超150t吊以下(クラム平積2m3超3m3下) 標準(1. 0)	単位	回	数量	1	単価	2, 660, 000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	特殊作業員		人	11. 3	29, 000	327, 700		
	ラフテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕	最大吊上能力6 0 t 吊	日	3. 1	101, 000	313, 100		
	運搬費等率 315%		式	1		2, 018, 520		
	諸雑費（まるめ）		式	1		680		
	計					2, 660, 000		
	単価					2, 660, 000	円／回	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道・東北・関東・北陸・中部 20km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	単位	t	数量	1	単価	4,380
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基本運賃区分B		製品長12m以内 20kmまで	t	1	4,380	4,380		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						4,380		
単価						4,380	円／ t	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	仮設材等の積み込み、取卸し費	積み込み、取卸し(往復分)	単位	t	数量	1	単価	3,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積み込み、取卸し費（仮設材等）			t	2	1,500	3,000		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						3,000		
単価						3,000	円／ t	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	処分費（m ³ ）		単位	m ³	数量	100	単価	5, 100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
幹処分費			m ³	100	5, 100	510, 000		
計						510, 000		
単価						5, 100	円／m ³	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	処分費（m ³ ）		単位	m ³	数量	100	単価	10, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
根処分費			m ³	100	10, 000	1, 000, 000		
計						1, 000, 000		
単価						10, 000	円／m ³	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	システム初期費（ＩＣＴ）	バックホウ	単位	式	数量	1	単価	598, 000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	システム初期費	バックホウ	式	1		598, 000		
	計					598, 000		
	単価					598, 000	円／式	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	システム初期費（ＩＣＴ）	ブルドーザ	単位	式	数量	1	単価	548, 000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	システム初期費	ブルドーザ	式	1		548, 000		
	計					548, 000		
	単価					548, 000	円／式	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	油圧式杭圧入引抜機運転	エンジン式ユニット ハット形用 圧入1000kN 引抜1200kN 2014年	単位	日	数量	1	単価	250, 200
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	軽油		L	171	147	25, 137		
	油圧式杭圧入引抜機 [エンジン式ユニット]	排ガス2014年規制 ハット形 圧入1000kN	供用日	1.49	151, 000	224, 990		
	諸雑費（まるめ）		式	1		73		
	計					250, 200		
	単価					250, 200	円／日	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0		
	クランプ クレーン運転	2. 95t×5. 0m吊	単位	日	数量	1	単価	125, 400	
名 称		規 格	単位	数量	単価	金 額	摘 要		
特殊作業員			人	1	29, 000	29, 000			
軽油			L	18	147	2, 646			
クランプクレーン損料		2. 95t×5. 0m吊	供用日	1. 49	62, 900	93, 721			
諸雑費（まるめ）			式	1		33			
計						125, 400			
単価						125, 400	円／日		

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	パイランナー運転	5. 0t積 30m/min	単位	日	数量	1	単価	42, 650
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
軽油			L	18	147	2, 646		
パイランナー賃料		5. 0t積、30m/min	日	1	40, 000	40, 000		
諸雑費（まるめ）			式	1		4		
計						42, 650		
単価						42, 650	円／日	

参考資料（２）

参考資料（２）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0
	クローラークレーン運転	油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ 型 120t吊 排対3次	単位	日	数量	1	単価 222, 200
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）		人	1	31, 700	31, 700		
軽油		L	110	147	16, 170		
クローラークレーン [油圧駆動ウインチ・ラチスジブ]	排出ガス対策型（第3次） 最大吊上能力 1 2 0 t 吊	供用日	1. 49	117, 000	174, 330		
諸雑費（まるめ）		式	1		0		
計					222, 200		
単価					222, 200	円／日	

参考資料（２）

参考資料（２）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0
	油圧式杭圧入引抜機運転	エンジン式ユニット ハット形用 圧入1000kN 引抜1200kN 2014年	単位	日	数量	1	単価 250, 200
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	軽油		L	171	147	25, 137	
	油圧式杭圧入引抜機 [エンジン式ユニット]	排ガス2014年規制 ハット形 圧入1000kN	供用日	1.49	151, 000	224, 990	
	諸雑費（まるめ）		式	1		73	
	計					250, 200	
	単価					250, 200	円／日

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	油圧式杭圧入引抜機運転	エンジン式ユニット ハット形用 圧入1000kN 引抜1200kN 2014年	単位	日	数量	1	単価	250, 200
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	軽油		L	171	147	25, 137		
	油圧式杭圧入引抜機 [エンジン式ユニット]	排ガス2014年規制 ハット形 圧入1000kN	供用日	1.49	151, 000	224, 990		
	諸雑費（まるめ）		式	1		73		
	計					250, 200		
	単価					250, 200	円／日	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	クローラークレーン運転	油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ 型 120t吊 排対3次	単位	日	数量	1	単価	222, 200
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	31, 700	31, 700		
	軽油		L	110	147	16, 170		
	クローラークレーン [油圧駆動ウインチ・ラチスジブ]	排出ガス対策型（第3次） 最大吊上能力 1 2 0 t 吊	供用日	1. 49	117, 000	174, 330		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					222, 200		
	単価					222, 200	円／日	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	油圧式杭圧入引抜機運転	エンジン式ユニット ハット形用 圧入1000kN 引抜1200kN 2014年	単位	日	数量	1	単価	250, 200
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	軽油		L	171	147	25, 137		
	油圧式杭圧入引抜機 [エンジン式ユニット]	排ガス2014年規制 ハット形 圧入1000kN	供用日	1.49	151, 000	224, 990		
	諸雑費（まるめ）		式	1		73		
	計					250, 200		
	単価					250, 200	円／日	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0		
	クローラークレーン運転	油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ 型 120t吊 排対3次	単位	日	数量	1	単価	222, 200	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
運転手（特殊）			人	1	31, 700	31, 700			
軽油			L	110	147	16, 170			
クローラークレーン [油圧駆動ウインチ・ラチスジブ]		排出ガス対策型（第3次） 最大吊上能力 1 2 0 t 吊	供用日	1. 49	117, 000	174, 330			
諸雑費（まるめ）			式	1		0			
計						222, 200			
単価						222, 200	円／日		

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	クランプクレーン運転	2. 95t×5. 0m吊	単位	日	数量	1	単価	125, 400
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
特殊作業員			人	1	29, 000	29, 000		
軽油			L	18	147	2, 646		
クランプクレーン損料		2. 95t×5. 0m吊	供用日	1. 49	62, 900	93, 721		
諸雑費（まるめ）			式	1		33		
計						125, 400		
単価						125, 400	円／日	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	クローラークレーン運転	油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ 型 120t吊 排対3次	単位	日	数量	1	単価	222, 200
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	31, 700	31, 700		
軽油			L	110	147	16, 170		
クローラークレーン [油圧駆動ウインチ・ラチスジブ]		排出ガス対策型（第3次） 最大吊上能力 1 2 0 t 吊	供用日	1. 49	117, 000	174, 330		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						222, 200		
単価						222, 200	円／日	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	クランプクレーン運転	2. 95t×5. 0m吊	単位	日	数量	1	単価	125, 400
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
特殊作業員			人	1	29, 000	29, 000		
軽油			L	18	147	2, 646		
クランプクレーン損料		2. 95t×5. 0m吊	供用日	1. 49	62, 900	93, 721		
諸雑費（まるめ）			式	1		33		
計						125, 400		
単価						125, 400	円／日	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	パイランナー運転	5. 0t積 30m/min	単位	日	数量	1	単価	42, 650
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
軽油			L	18	147	2, 646		
パイランナー賃料		5. 0t積、30m/min	日	1	40, 000	40, 000		
諸雑費（まるめ）			式	1		4		
計						42, 650		
単価						42, 650	円／日	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	油圧式杭圧入引抜機運転	エンジン式ユニット ハット形用 圧入1000kN 引抜1200kN 2014年	単位	日	数量	1	単価	250, 200
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	軽油		L	171	147	25, 137		
	油圧式杭圧入引抜機 [エンジン式ユニット]	排ガス2014年規制 ハット形 圧入1000kN	供用日	1.49	151, 000	224, 990		
	諸雑費（まるめ）		式	1		73		
	計					250, 200		
	単価					250, 200	円／日	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	クランプ クレーン運転	2. 95t×5. 0m吊	単位	日	数量	1	単価	125, 400
名 称		規 格	単位	数量	単価	金 額	摘 要	
特殊作業員			人	1	29, 000	29, 000		
軽油			L	18	147	2, 646		
クランプクレーン損料		2. 95t×5. 0m吊	供用日	1. 49	62, 900	93, 721		
諸雑費（まるめ）			式	1		33		
計						125, 400		
単価						125, 400	円／日	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	パイランナー運転	5. 0t積 30m/min	単位	日	数量	1	単価	42, 650
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
軽油			L	18	147	2, 646		
パイランナー賃料		5. 0t積、30m/min	日	1	40, 000	40, 000		
諸雑費（まるめ）			式	1		4		
計						42, 650		
単価						42, 650	円／日	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0		
	クローラークレーン運転	油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ 型 120t吊 排対3次	単位	日	数量	1	単価	222, 200	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
運転手（特殊）			人	1	31, 700	31, 700			
軽油			L	110	147	16, 170			
クローラークレーン〔油圧駆動ウインチ・ラチスジブ〕		排出ガス対策型（第3次） 最大吊上能力 1 2 0 t 吊	供用日	1. 49	117, 000	174, 330			
諸雑費（まるめ）			式	1		0			
計						222, 200			
単価						222, 200	円／日		

参考資料（２）

参考資料（２）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	バックホウ運転	クローラ型 山積0.28m3 クレーン1.7t吊	単位	日	数量	1	単価	45,640
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	31,700	31,700		
軽油			L	34	147	4,998		
バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕		バケット容量0. 2 8 m 3 吊能力1. 7 t 吊	日	1.5	5,960	8,940		
諸雑費（まるめ）			式	1		2		
計						45,640		
単価						45,640	円／日	

参考資料（２）

参考資料（２）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	バックホウ運転	クローラ型 山積0.28m3 クレーン1.7t吊	単位	日	数量	1	単価	45,640
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	31,700	31,700		
軽油			L	34	147	4,998		
バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕		バケット容量0. 2 8 m 3 吊能力1. 7 t 吊	日	1.5	5,960	8,940		
諸雑費（まるめ）			式	1		2		
計						45,640		
単価						45,640	円／日	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0		
	バックホウ運転（クレーン仕様）	撤去(再利用) 6m以下 -3m≦H≦2m	単位	日	数量	1	単価	61,670	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
	運転手（特殊）		人	1	31,700	31,700			
	軽油		L	110	147	16,170			
	バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕	バケット容量0. 8 m ³ 吊能力2. 9 t 吊	日	1.38	10,000	13,800			
	諸雑費（まるめ）		式	1		0			
	計					61,670			
	単価					61,670	円／日		

参考資料（２）

参考資料（２）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	バックホウ運転	クローラ型 山積0. 8m3 平積0. 6m3 クレーン2. 9t吊	単位	日	数量	1	単価	59, 490
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	31, 700	31, 700		
	軽油		L	87	147	12, 789		
	バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕	バケット容量0. 8 m3 吊能力2. 9 t 吊	日	1. 5	10, 000	15, 000		
	諸雑費（まるめ）		式	1		1		
	計					59, 490		
	単価					59, 490	円／日	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	ダンプトラック運転	オンロード・ディーゼル 10t積級	単位	日	数量	1	単価	68, 920
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（一般）		人	1	27, 400	27, 400		
	軽油		L	57	147	8, 379		
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	通称 1 0 t 積級	供用日	1. 36	23, 600	32, 096		
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	タイヤ(供用日当り)	供用日	1. 36	769	1, 045		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					68, 920		
	単価					68, 920	円／日	

参考資料（２）

参考資料（２）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	バックホウ運転	クローラ型 山積0. 8m3 平積0. 6m3 クレーン2. 9t吊	単位	日	数量	1	単価	59, 490
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	31, 700	31, 700		
	軽油		L	87	147	12, 789		
	バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕	バケット容量0. 8 m3 吊能力2. 9 t 吊	日	1. 5	10, 000	15, 000		
	諸雑費（まるめ）		式	1		1		
	計					59, 490		
	単価					59, 490	円／日	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	ダンプトラック運転	オンロード・ディーゼル 10t積級	単位	日	数量	1	単価	68, 920
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（一般）		人	1	27, 400	27, 400		
	軽油		L	57	147	8, 379		
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	通称 1 0 t 積級	供用日	1. 36	23, 600	32, 096		
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	タイヤ(供用日当り)	供用日	1. 36	769	1, 045		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					68, 920		
	単価					68, 920	円／日	

参考資料（２）

参考資料（２）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	バックホウ運転	クローラ型 山積0.28m ³ クレーン1.7t吊	単位	日	数量	1	単価	45,640
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	31,700	31,700		
	軽油		L	34	147	4,998		
	バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕	バケット容量0. 2 8 m ³ 吊能力1. 7 t 吊	日	1.5	5,960	8,940		
	諸雑費（まるめ）		式	1		2		
	計					45,640		
	単価					45,640	円／日	

参考資料（２）

参考資料（２）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	バックホウ運転	クローラ型 山積0.28m ³ クレーン1.7t吊	単位	日	数量	1	単価	45,640
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
運転手（特殊）		人	1	31,700	31,700			
軽油		L	34	147	4,998			
バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕	バケット容量0. 2 8 m ³ 吊能力1. 7 t 吊	日	1.5	5,960	8,940			
諸雑費（まるめ）		式	1		2			
計					45,640			
単価					45,640	円／日		

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	バックホウ（クローラ型）運転		単位	日	数量	1	単価	59, 800
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	31, 700	31, 700		
	軽油		L	119	147	17, 493		
	バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕	バケット容量0. 8 m ³ 吊能力2. 9 t 吊	日	1. 06	10, 000	10, 600		
	諸雑費（まるめ）		式	1		7		
	計					59, 800		
	単価					59, 800	円／日	

参考資料（２）

参考資料（２）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	バックホウ運転（クレーン仕様）	設置(再設置含む) 6m以下 -3m≦H≦2m	単位	日	数量	1	単価	58,560
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	31,700	31,700		
	軽油		L	99	147	14,553		
	バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕	バケット容量0. 8 m ³ 吊能力2. 9 t 吊	日	1. 23	10,000	12,300		
	諸雑費（まるめ）		式	1		7		
	計					58,560		
	単価					58,560	円／日	

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 河川工事			合算工事： 0			
対象工事費	73,693,343	直接工事費	72,536,443	準備費	1,156,900	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	1,163,950	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（一）		0				
管理費区分1		0（橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分2，7		0（工場原価）				
管理費区分5		0（一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分9		0（間接費非対象額）				
管理費区分T		0（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）				
対象額 支給品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		73,693,343	現工事		0	合算工事 0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		72,529,393			0	0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		7.8	%	0 %		
施工地域等補正		0	%	ICT施工補正 1		
率（補正後）		7.8	%			
計上額		5,748,000			0	0
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0	調整工事計上額 0			

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	72,529,393	直接工事費	72,536,443		
非対象額計（一）	7,050				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	7,050	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	72,529,393	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0.84 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.84 %				
計上額	609,000		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	16,153,490				
運搬費	7,427,608	準備費	3,075,982	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	5,649,900
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					22,510,490

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	95,046,933	単独（追加工事）直接工事費	72,536,443	単独（追加工事）共通仮設費	22,510,490
非対象額計（－）	4,147,800				
管理費区分2，7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	4,147,800	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	90,899,133	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	89,735,183		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	26.03　％		0　％		0　％
施工地域等補正	0　％				
施工時期補正	0　％	熱中症補正	0　％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0　％				
砂防・地すべり補正	0　％		0　％		
率（補正後）	26.03　％		0　％		
計上額	23,661,000		0		0
			5,004,460	（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	荒川上流河川事務所 工務課	工事番号	2026070006	第 0 回変更
発注年月	令和08年07月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種
			河川工事	

工事原価	118,707,933				
純工事費	95,046,933	現場管理費	23,661,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	4,147,800				
管理費区分9	4,147,800	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	114,560,133	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	113,396,183	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	114,560,133				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	18.03 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	20,692,067				
業務委託料等	0				
調査基準価格	138,578,000				
調査基準価格の100/110	125,980,000	（ 90.37 %）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 8 荒川左岸平方低水護岸工事

国土交通省 関東地方整備局
荒川上流河川事務所 工務課

工事数量総括表

工事名	R 8 荒川左岸平方低水護岸工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
築堤・護岸		式		1		
河川土工		式		1		
掘削工 (ICT)		式		1		
掘削 (ICT)	土砂	m3		2,100		
土砂等運搬	土砂 (岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
整地	残土受入れ地での処理	式		1		
積込 (ルース)	土砂	式		1		
法面整形工 (ICT)		式		1		
法面整形 (切土部) (ICT)	砂質土、砂及び砂質土、粘性土	m2		920		
法面整形 (盛土部) (ICT)		m2		160		
護岸基礎工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 荒川左岸平方低水護岸工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
基礎工		式		1		
護岸基礎ブロック据付	底幅50cm 高さ50cm	m		79		
平場コンクリート	24-8-25(20)	m		79		
矢板護岸工		式		1		
笠コンクリート工		式		1		
プレキャスト笠コンクリート	底幅 70 c m 高さ 50 c m	m		79		
矢板工		式		1		
鋼矢板圧入	10H型 広幅鋼矢板平均長さ 8m	枚		80		
圧入関係機械設置撤去		式		1		
法覆護岸工		式		1		
作業土工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 荒川左岸平方低水護岸工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し		式		1		
コンクリートブロック工 (大型連節ブロック張)		式		1		
大型連節ブロック張	350kg/m2以上	m2		1,071		
プレキャスト縦帯ブロック	幅 30 c m 高さ 50 c m	m		80.9		
根固め工		式		1		
根固めブロック工		式		1		
根固めブロック据付	ブロック種類 (実質量) 2 t	個		43		
排水工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 荒川左岸平方低水護岸工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
埋戻し		式		1		
管渠工		式		1		
暗渠排水管	据付 直管 600mm	m		79		
フラップゲート	VU φ 600用 再利用	基		1		
集水柵工		式		1		
プレキャスト集水柵	1000×1000×1900 移設	箇所		1		
小堤撤去復旧工		式		1		
小堤撤去工		式		1		
掘削	土砂	m3		350		
大型土のう		袋		248		
撤去 小堤復旧工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 荒川左岸平方低水護岸工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	m3		30		
路体(築堤)盛土(ICT)		m3		830		
法面整形(盛土部)(ICT)		m2		430		
平場仕上げ		m2		100		
張芝		m2		430		
市松芝	野芝	m2		100		
構造物撤去工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し		式		1		
構造物取壊し工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 荒川左岸平方低水護岸工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
コンクリート構造物取壊し	無筋構造物	m3		3		
擦付部撤去工		式		1		
袋詰玉石撤去	撤去・運搬	袋		80		
根固めブロック撤去	撤去・運搬・仮置き	個		13		
排水構造物撤去工		式		1		
暗渠排水管撤去	撤去 高密度PE管600	m		32		
暗渠排水管撤去	VU管 φ 600	m		12		
フラップゲート撤去	VU φ 600用 再利用撤去	基		1		
運搬処理工		式		1		
殻運搬	コンクリート殻(無筋)	m3		3		
殻処分	コンクリート殻(無筋)	m3		3		

工事数量総括表

工事名	R 8 荒川左岸平方低水護岸工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
仮設工		式		1		
工事用道路工		式		1		
敷鉄板		式		1		
安定処理		式		1		
袋詰め根固め		式		1		
袋詰め根固め撤去		式		1		
掘削工		式		1		
掘削		式		1		
盛土工		式		1		
路体(築堤)盛土		式		1		
作業ヤード整備工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 荒川左岸平方低水護岸工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
大型土のう撤去復旧		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
建設機械運搬費		式		1		
重建設機械分解組立輸送費		式		1		
仮設材運搬費		式		1		
準備費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 荒川左岸平方低水護岸工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
表土運搬		式		1		
木根等処分費		式		1		
技術管理費		式		1		
土質等試験費		式		1		
施工調査費		式		1		
システム初期費 (ICT)		式		1		
第三者による品質証明に係る費用		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 荒川左岸平方低水護岸工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

R 8 荒川左岸平方低水護岸工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1)直接工事費	72, 536, 443
(2)共通仮設費	22, 510, 490
(3)純工事費	95, 046, 933

(1)+(2)

(4)現場管理費	23, 661, 000
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0

(6)工事原価	118, 707, 933
----------	---------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7')一般管理費等(計上額)	20, 692, 067
(8')その他費目計	0
(9)業務委託料等	0

(10)工事価格	139, 400, 000
----------	---------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11)消費税相当額	13, 940, 000
------------	--------------

(12)請負工事価格	153, 340, 000
------------	---------------

(10)+(11)

(13)入札書比較価格	139, 400, 000
-------------	---------------

(請負工事費の100/110)

(14)調査基準価格	138, 578, 000
------------	---------------

(15)調査基準価格の100/110	125, 980, 000
--------------------	---------------

(万円未満切り捨て)

(16)工場製作純工事費	0
--------------	---

(17)工場管理費	0
-----------	---

(18)工場製作原価	0
------------	---

(16)+(17)

((7)一般管理費等(計算額)	20, 701, 016)
------------------	----------------

R 8 荒川左岸平方低水護岸工事

特 記 仕 様 書

令和 8 年 7 月

荒川上流河川事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 適 用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書（令和 8 年度版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下URLよりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙ー 1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第 2 条 主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記載した配置予定の技術者でなければならない。

第 3 条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
4. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第 4 条 専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第26条第 3 項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第 5 条 専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第 2 6 条第 3 項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例 2 号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。
 - （１）建設業法第 2 6 条第 3 項第 2 号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 2 7 条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （３）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （４）同一の専任特例 2 号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に 2

件までとする。なお、専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

(5) 専任特例 2 号の場合の監理技術者が兼務できる工事は埼玉県内の工事でなければならない。

(6) 専任特例 2 号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

(7) 専任特例 2 号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。

3. 本工事の監理技術者が専任特例 2 号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）

2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））

3) 専任特例 2 号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINS の写し）

4. 本工事の監理技術者が専任特例 2 号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第 1 項（5）～（8）について施工計画書へ記載し、提出すること。

5. 本工事において、専任特例 2 号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第 6 条 コリンズ（CORINS）への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。

2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第 7 条 コリンズへの位置情報の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点	埼玉県上尾市大字平方地先	緯度35° 56' 32"	経度139° 32' 47"
終点	埼玉県上尾市大字平方地先	緯度35° 56' 35"	経度139° 32' 45"

第 8 条 コリنز（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例)

本工事は、荒川左岸48.2k付近の埼玉県上尾市大字平方地先において、低水護岸の整備を行うものであり、主な工種は矢板工（約80枚）、連節ブロック張工（約1,070m²）である。

第 9 条 コリنز（CORINS）への設計業務名及びテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

コリنزへ登録する業務名およびテクリス番号

業務名	テクリス番号
R 7 荒川中流部左岸無堤部対策検討業務	4061009849
R 5 荒川左岸本村樋管外 1 箇所予備設計業務	4052595454
R 3・4 荒川中流部改修検討及び築堤設計業務	4044822504

第 10 条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

注意 1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2) 所属会社の写真とする。

第 11 条 調査・試験に対する協力

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。
 - (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

とする。

(3) 工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は荒川上流河川事務所のホームページにより公表する。

(4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。
なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資料名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳

第 12 条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第 13 条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

①矢板工

第 14 条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和 8 年 3 月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和 8 年 3 月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙様式－ 15）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第 15 条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によるものとする。

第 16 条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和7年3月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）令和7年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに監督職員及び受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第 17 条 「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「荒川上流河川事務所 設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運営要領」（<https://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/arajo01165.html>）によるものとする。

第 18 条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「荒川上流河川事務所 設計審査会設置運営要領」（<https://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/arajo01165.html>）によるものとする。

第 19 条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ
<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第 20 条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
 - ・「ワンデーレスポンス」とは
受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ
<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第 21 条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ① 本工事における設計変更や契約変更は書面にに基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ② 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第 22 条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-17から1-1-1-19に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第 23 条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第 24 条 施工合理化調査

本工事は「施工合理化調査」の対象工事である。調査の対象範囲は以下のとおりとする。

なお、調査表等は監督職員より別途指示するものとし、調査表は調査対象工種の調査（施工）完了後、速やかに監督職員に提出するものとする。

ただし、工期末が3月31日をまたがる場合は、調査を打ち切り、調査表（全様式）

を3月31日までに提出するものとする。

(1) 対象範囲

- ・工 種 名 安定処理工（スタビライザ混合）、コンクリートブロック張工

第 25 条 施工状況モニタリング調査

本工事は「施工状況モニタリング調査」の対象工事である。調査の対象範囲は以下のとおりとする。

なお、調査表等は監督職員より別途指示するものとし、調査表は調査対象工種の調査（施工）完了後、速やかに監督職員に提出するものとする。

ただし、工期末が3月31日をまたがる場合は、調査を打ち切り、調査表（全様式）を3月31日までに提出するものとする。

(1) 対象範囲

- ・工 種 名 護岸基礎ブロック工、笠コンクリートブロック据付工

第 26 条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）について

1. 受注者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資材名	規格	備考
再生クラッシャーラン	RC-40	基礎碎石
再生砂		暗渠排水管理戻し

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

2. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号最終改正令和4年6月17日法律68号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「九解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

- (2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地
コンクリート殻（無筋）	（株）三河解体 鳩山リサイクルセンター	埼玉県比企郡鳩山町大橋川子 田766-2

上記(2)については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

(3)受入時間

・（株）三河解体 鳩山リサイクルセンター：8時00分～17時00分

3. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 27 条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議の上決定するものとする。

第 28 条 コンクリート副産物から再生された資源について

1. コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
2. 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4. 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5022（再生骨材 Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材 Lを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレキャストコンクリート製品－検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。
5. 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第1編3-3-3 配合」に従うものとする。

第 29 条 施 工 管 理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和8年度版）によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和8年度版)によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ICT活用工事実施要領(令和8年3月改定)の関連要領等一覧(URL「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」)によるものとする。

第30条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以降、「使用機器」と称する)については、関東地方整備局土木工事写真管理基準 令和8年度版(以下、写真管理基準)「2-2撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、(一社)施工管理ソフトウェア産業協会、<https://www.jcomsia.org/kokuban>。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準(以下、デジタル写真管理情報基準)に準ずるが、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL

(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、

<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第 31 条 I C T活用工事（土工）について

1. I C T活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Construction に基づき、I C T施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するI C T活用工事である。

2. 定義

(1) i-Construction とは、I C T施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてI C T施工技術を活用した工事（I C T活用工事）を実施するものとする。

(2) I C T活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、I C Tを全面的に活用する工事である。また、本工事では、施工プロセスの以下①～⑤の全ての段階でI C T施工技術を活用することをI C T活用工事とする。但し、現場条件により、I C T建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してもI C T活用工事とする。
対象は、土工を含む工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ I C T建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、特記仕様書に指定された土工以外の工種にI C T施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりI C T施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でI C T施工技術を活用することとし、土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関するI C T施工技術の活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

5. I C T施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には、以下1)～4)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。ただし、前工事または設計段階での3次元データが活用できる場合や管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合においては、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量を実施してもI C T活用工事

とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械により、施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規定の準則（令和7年3月31日国土交通省告示第240号）付録1測量機器検定基準2-6の性能における検討基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械※

※MCとは「マシンコントロール」、MGとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術、または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

但し、現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もICT活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による工事の施工管理において、以下のとおり、出来形管理及び品質管理を行うものとする。なお、従来手法との二重管理は行わない。

(1) 出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下1)～4)から選択（複数以上可）して実施するものとする。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下1)～4)を原則とするが、現場条件等により以下5)～9)の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理

８）施工履歴データを用いた出来形管理

９）地上写真測量を用いた出来形管理

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもＩＣＴ活用工事とする。

（２）品質管理

品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はＲＩ計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、管理要領等による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

⑤ ３次元データの納品

５． ①②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。３次元データの納品形式は、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。

- ６． 上記５． ①～④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ活用施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

- ７． 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
- ８． 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第 32 条 ＩＣＴ活用工事（法面工）について

１． ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事である。

２． 定義

- （１）i-Constructionとは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

- （２）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴ施工技術を全面的に活用する工事である。また、本工事では、以下①②④⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事とする。

対象は、法面工等を含む一般土木工事とする。

- ① 3次元起工測量
 - ② 3次元設計データ作成
 - ③ 該当なし
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤ 3次元データの納品
3. 受注者は、ICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に下記4～8によりICT活用施工を行うことができる。
4. 原則、本工事においては上記①②④⑤の段階でICT施工技術を活用することとし法面工等の施工範囲の全てで適用することとし、具体的な工事内容及び対象範囲・数量を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。
5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。
- ① 3次元起工測量

受注者は、工事着手前の現場の現状を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には以下1）～4）から選択（複数可）して測量を行うものとする。

ただし、管理断面及び変化点の計測により効率的な確認ができる場合においては以下5）～7）の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。

また、法面工等の関連施工としてICT土工等が行われる場合、監督職員との協議の上、その起工測量データを活用することができるものとし、ICT活用工事とする。

 - 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
 - 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
 - 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
 - 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
 - 5) TS等光波方式を用いた起工測量
 - 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
 - 7) RTK-GNSSを用いた起工測量
 - ② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図を用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

なお、発注者が貸与する3次元データを活用する場合もICT活用工事とする。

また、3次元設計データ作成はICT土工等と合わせて行うが、ICT法面工の施工管理においては、3次元設計データ（TIN）形式での作成は必須としない。

現地合わせによる施工を行う法枠工・植生工・吹付工においては、出来形計測時に用いる設計値は従来どおりとし、3次元設計データの作成は必須としない。
 - ③ 該当なし
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理
 - (1) 出来形管理

法面工等の施工管理において、以下1）～8）の技術から選択（複数可）して、出来形管理を実施するものとする。

また、以下1）～4）の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

 - 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
 - 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
 - 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
 - 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

- 5) T S 等光波方式を用いた出来形管理
- 6) T S (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理
- 7) R T K - G N S S を用いた出来形管理
- 8) 地上写真測量を用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記 1) ～ 7) の I C T 施工技術を用いた計測によっては精度確保が困難となる部分や計測が非効率となる場合、監督職員と協議の上、写真・画像データ等と併用するなどして出来形管理を行っても良い。

(2) 出来形管理基準および規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記 (1) で定める計測技術を用い以下 1) の出来形管理要領による。

1) 3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)

(3) 出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の 3 次元計測結果が計測 (管理) すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の 3 次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤ 3次元データの納品

5. ①②④により作成した 3 次元データを、工事完成図書として電子納品する。3 次元データの納品形式は、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」によるものとする。

6. 上記 5. ①②④の施工を実施するために使用する I C T 機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3 次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成した C A D データを受注者に貸与する。また、I C T 施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 土木工事施工管理基準 (案) に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第 33 条 I C T 活用工事 (基礎工) について

1. I C T 活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、I C T 施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について 3 次元データを活用する I C T 活用工事の対象工事である。

2. 定義

- (1) i-Construction とは、I C T 施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けて I C T 施工技術を活用した工事 (I C T 活用工事) を実施するものとする。
- (2) I C T 活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、I C T 施工技術を全面的に活用する工事である。また、以下の①②④⑤の段階で I C T 施工技術を活用することを I C T 活用工事という。
対象は、基礎工を含む工事とする。

- ① 3次元起工測量
 - ② 3次元設計データ作成
 - ③ 該当なし
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤ 3次元データの納品
3. 受注者は、ICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。
4. 原則、本工事においては上記①②④⑤の段階でICT施工技術を活用することとする。基礎工の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。
5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には以下1)～4)から選択（複数可）して測量を行うものとする。

ただし、管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合等においては、以下5)～7)の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。

また、基礎工の関連施工としてICT土工等が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データ等と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

3次元設計データ作成はICT土工等と合わせて行うが、ICT基礎工の施工管理においては、3次元設計データ（TIN）形式での作成は必要としない。

なお、ICT基礎工の3次元設計データとは、3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）（基礎工編）で定義する基礎工設計データのことを言う。

③ 該当なし

④ 3次元出来形管理等の施工管理

(1) 出来形管理

基礎工の施工管理において、以下1)～7)の技術から選択（複数以上可）して、出来形管理を実施するものとする。

また、以下1)～4)の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記１）～７）のＩＣＴ施工技術を用いた計測によっては精度確保が困難となる部分や計測が非効率となる場合、監督職員と協議の上、写真・画像データ等と併用するなど出来形管理を行っても良いものとする。

（２）出来形管理基準および規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記（１）で定める計測技術を用い以下１）の出来形管理要領による。

１）３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）

（３）出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の３次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の３次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤ ３次元データの納品

５．①②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。３次元データの納品形式は、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。

６．上記５．①②④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

７．土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

８．本特記仕様書に疑義が生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第 34 条 ＩＣＴ活用工事（作業土工（床掘工））について

１．ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事である。

２．定義

（１）i-Constructionとは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の標準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、受注者の希望により、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

（２）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴ施工技術を全面的に活用する工事である。また、本工事においては、次の①（選択）②③⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事とする。

対象は、作業土工（床掘工）を含む工事とする。

- ① 起工測量（選択）
- ② ３次元設計データ作成
- ③ ＩＣＴ建設機械による施工
- ④ 該当なし（３次元出来形管理等の施工管理）
- ⑤ ３次元データの納品

３．受注者は、特記仕様書に指定された作業土工以外の工種に、ＩＣＴ施工技術の活用を行う希

望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下４～６によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

- ４．原則、本工事においては上記①（選択）②③および⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし、作業土工（床掘工）について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量、対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、作業土工（床掘工）以外の工種に関するＩＣＴ施工技術の活用を提案・協議した場合は、作業土工（床掘工）と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。
- ５．ＩＣＴ施工技術を用い、土工について以下の施工を実施する。

① 起工測量（選択）

受注者は、起工測量にあたって、従来手法による起工測量またはＩＣＴ施工技術を用いた起工測量を選択できるものとし、作業土工以外の工種で取得した３次元起工測量データがある場合は、積極的に活用するものとする。

ＩＣＴ施工技術を用いた起工測量としては、３次元測量データを取得するため、以下１）～７）から選択（複数選択可）して測量を行うことができるものとする。

- １）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- ２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ５）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量
- ６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- ７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量

② ３次元設計データ作成

受注者は、５．③１）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械により施工を実施する場合、５．①で得られたデータと発注者が貸与する発注図データを用いて、ＩＣＴ建設機械による施工を行うため、３次元設計データを作成する。

③ ＩＣＴ建設機械による施工

以下１）２）に示すＩＣＴ建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和７年３月３１日 国土交通省告示第２４０号）付録１測量機器検定基準２－６の性能における検定基準を満たすこと。

１）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械※

※ＭＣとは「マシンコントロール」、ＭＧとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削等を実施する。

２）２次元ＭＧ建設機械

建設機械の作業装置の標高をリアルタイムに取得し、オペレーターが設定した基準面との標高差を表示することにより、建設機械の作業装置を誘導する２次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削等を実施する。

但し、現場条件により、③ＩＣＴ建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に３次元設計データ等を活用するものとする。

④ ３次元出来形管理等の施工管理

作業土工であるため、該当しない。

⑤ 3次元データの納品

5. ②により作成した3次元設計データを工事完成図書として電子納品する。

ただし、5. ①において、3次元起工測量を実施した場合は、取得した3次元測量データも3次元データ納品の対象とする。

6. 上記5. ①（選択）②③の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第 35 条 ICT活用工事における適用（用語の定義）について

1. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第 36 条 ICT活用工事（土工）の費用について

1. ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

- ・ICT活用工事（土工）積算要領
- ・ICT活用工事（砂防土工）積算要領
- ・ICT活用工事（河床等掘削）積算要領

実施した場合は、以下の（1）（2）により設計変更の対象とし、費用を計上する。

（1）3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（2）3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積りにより費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積りにより算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

- ・ 共通仮設費率補正係数：1.2
- ・ 現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～４）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- １）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- ２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、土工以外の工種に関するＩＣＴ活用について監督職員へ提案・協議を行う。また、土工についてもＩＣＴ活用に関する具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、ＩＣＴ活用の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とする。

- ２． 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第 37 条 ＩＣＴ活用工事（法面工）の費用について

- １． 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までにＩＣＴ活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき以下の（１）（２）により費用を計上することとする。

- ・ ＩＣＴ活用工事（法面工）積算要領

- （１） ３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

- （２） ３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、３次元データ納品を行った場合、標記費用の対象とする。

費用の計上方法については、受注者より提出された見積りにより費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積りにより算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積りの提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。ただし、法面工（ＩＣＴ）と同時に実施する土工（ＩＣＴ）等他工種において補正係数を乗じる場合は適用しない。

- ・ 共通仮設費率補正係数：1.2
- ・ 現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～４）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- １）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- ２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

なお、以下の５）～７）による出来形管理を実施した場合は、「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、計上しない。

- ５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
- ６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- ７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理
- ８）地上写真測量を用いた出来形管理

２．施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第 38 条 ＩＣＴ活用工事（基礎工）の費用について

１．受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までにＩＣＴ活用の具体的な工事内容及び数量・対象範囲について明示し、監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき以下の（１）（２）により費用を計上することとする。

・ＩＣＴ活用工事（基礎工）積算要領

（１）３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（２）３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、３次元データ納品を行った場合、標記費用の対象とする。

費用の計上方法については、受注者より提出された見積りにより費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積りにより算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積りの提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。ただし、基礎工（ＩＣＴ）と同時に実施する土工（ＩＣＴ）等他工種において補正係数を乗じる場合は適用しない。

・共通仮設費率補正係数：１．２

・現場管理費率補正係数：１．１

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～４）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- １）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- ２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

なお、以下の５）～７）による出来形管理を実施した場合は、「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、計上しない。

- ５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
- ６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- ７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理

２．施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第 39 条 I C T活用工事（作業土工（床掘工））の費用について

1. 受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、作業土工（床掘工）及び作業土工（床掘工）以外の工種に関する I C T活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、監督職員へ協議を行い、協議が整った場合、I C T施工技術の活用を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、以下の積算要領より費用を計上することとする。

- ・ I C T活用工事（導入型）積算要領

- ・ I C T活用工事（作業土工（床掘工））積算要領

ただし、監督職員の指示に基づき、3次元起工測量を実施するとともに3次元設計データの作成を行った場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとする。

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第 40 条 I C T活用工事の活用効果等に関する調査

I C T活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「I C T活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第 41 条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内 容

受注者は、現場に以下の（1）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （1）洋式（洋風）便器
- （2）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （3）臭い逆流防止機能
- （4）容易に開かない施錠機能
- （5）照明設備
- （6）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （7）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （8）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （9）サンタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （10）鏡と手洗器
- （11）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （12）室内寸法900mm×900mm以上（面積ではない）
- （13）擬音装置（機能を含む）
- （14）着替え台
- （15）臭気対策機能の多重化
- （16）室内温度の調整が可能な設備
- （17）小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数

等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】

（７）～（１１）の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

３．快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記２．の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

４．その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第 42 条 BIM/CIM 適用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事（受注者希望型）である。受注者が希望する場合、３次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し実施する。

１ BIM/CIM実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIMの実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM実施（変更）計画書を作成する。

また、作成したBIM/CIM実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

１）工事概要

２）整理すべき課題

３）BIM/CIMの実施内容（３次元モデルの活用内容、期待する効果等）

４）３次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された３次元モデルの仕様等）

５）３次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類

６）３次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式

７）３次元モデルの作成・活用に要する費用

２ BIM/CIM実施報告書の作成

BIM/CIM実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM実施報告書を作成する。以下の内容をBIM/CIM実施計画書に追記して作成する。

８）後段階への引継事項（データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、２次元図面との整合等）

９）省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、３次元での検討により省人化した効果等）

３ 成果の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

１）BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）

２）BIM/CIM 実施報告書（３次元モデル作成引継書シート、３次元モデル照査時チェックシートを含む）

３）作成した３次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

４ その他

最新の情報はBIM/CIMポータルサイト

(<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>) で提供されているので、適宜参照す

ること。

第 43 条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。
なお、令和8年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。
 - I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
 - II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
 - III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
 - IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
 - V. 地下埋設物の損傷事故防止
 - VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
 - VII. 事故防止
2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
 - ①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
 - ②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育
3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（案）（令和6年2月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。
4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
5. 工事期間中に配置する交通誘導員は、以下のとおり計上するものとする。なお、R7 荒川左岸平方地区基盤整備工事と重複する期間は当該工事と調整することとし、本工事では計上しないものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工種	作業区分	交通誘導員（延人数）	備考
土砂運搬時、資機材運搬時	昼間作業	1人（うち有資格誘導員0人）	施工箇所付近
土砂運搬時、資機材運搬時	昼間作業	2人（うち有資格誘導員1人）	荒川左岸 上江橋下流 進入路
土砂運搬時、資機材運搬時	昼間作業	1人（うち有資格誘導員0人）	荒川左岸 上江橋上流 川表坂路下
土砂運搬時、資機材運搬時	昼間作業	2人（うち有資格誘導員0人）	入間川左岸 入間大橋 上流進入路

6. UAV等を使用する際の安全面への配慮について
受注者は、起工測量等においてUAV等を使用する場合、安全面への配慮として下記URLに基づいてUAV等を使用すること。
URL <https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html>

第 44 条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。
 - (1) 真夏日の定義

日最高気温が30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

(2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25℃以上となる日を真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工期においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工期は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 = 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値(%) = 真夏日率 × 補正係数※

※真夏日補正係数：1. 2

第 45 条 猛暑期間における現場施工回避の協議

猛暑期間の現場施工を回避することにより工期延期が必要となる場合には、監督職員と協議を行うことができる。

第 46 条 猛暑時間における現場施工回避（早朝・夜間作業）の支援

受注者は、猛暑時間における現場施工回避（早朝・夜間施工）するにあたり、警察や地元等との調整を行う際に、監督職員の臨場について協議することができる。

第 47 条 安全管理推進技術査等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工

事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成后、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第 48 条 出水期間中の現場管理及び施工について

本工事における出水期間中の現場管理及び施工については、土木工事共通仕様書第1編「1-1-1-3 1 工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等、施工中の退避時の措置等（以下「防災措置等」という。）必要な対策を講ずるものとする。

なお、上記については、土木工事共通仕様書第1編「1-1-1-6 施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとする。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。なお、施工計画書に記載すべき標準的な項目については、別紙-6を参考にすること。

防災措置に要する費用については第22条の設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第 49 条 出水期間施工中の退避時の措置について

施工は全範囲を一度に行うことなく、気象状況等を把握しつつ速やかに必要な措置（埋戻し等）を行える範囲としなければならない。施工範囲、方法、措置を行う時期等については、施工計画書に記載し設計審査会で確認したうえで監督職員に提出するものとする。

なお、退避時の措置等に要した費用については、監督職員と協議するものとする。

第 50 条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）1名以上を充て、他は経験1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 51 条 架空線事故防止対策

1. 施工に先立ち本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。
2. 現地調査等により確認された架空線等上空施設については、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者等を取りまとめ、監督職員に報告するものとする。
また、その防護等の処置方法を含めた取り扱い方法等について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。
3. 本工事区間に近接する架空線等上空施設は、以下を想定している。ただし、現地調査等により、下記以外の施設が確認された場合も同様に扱うものとする。

施設の種類	所有者	条件等	貸与する資料
橋梁	埼玉県	上空制限	R 3・4 荒川中流部改修検討及び築堤設計業務 R 5 荒川左岸本村樋管外 1 箇所予備設計業務

4. 架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成 28 年 12 月 関東地方整備局河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。
なお、本マニュアルは関東地方整備局HP>河川>技術情報に掲載している。
(<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

第 52 条 特定調達品目の調達実績の調査について

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という。）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が令和 9 年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで）に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第 53 条 建設機械の使用

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機第 58 号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第 54 条 ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輛の使用

1. 受注者は、本工事現場で使用し、または使用される関係車輛（以下、本工事関係車輛という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県 of ディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車輛を使用しなければならない。
2. 受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輛の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輛の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
3. 受注者は、本工事関係車輛にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輛を把握しなければならない。
4. 受注者は、取締りにより本工事関係車輛に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
5. 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第 55 条 工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する処置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請業者及び骨材納入業者の利益を不に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第 56 条 特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出

共通仕様書 1-1-1-37 交通安全管理第 14 項における道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

- ① 当該車両に関する特殊車両通行許可証
 - ② 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）
 - ③ 車両通行記録計（タコグラフ）（※夜間走行条件の場合のみ）
- なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書 1-1-1-40 官公庁等への手続等第 3 項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第 57 条 工事現場の現場環境改善

1. 工事現場の現場環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。
2. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。
 - (1) 仮設備関係
昇降設備の充実を実施するものとする。
 - (2) 営繕関係
現場休憩所の充実（交通誘導警備員待機室を含む）を実施するものとする。
 - (3) 安全関係
盗難防止対策を実施するものとする。
 - (4) 地域連携
社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む）を実施するものとする。
3. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
4. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の 100% を上限として設計変更の対象とする。

第 58 条 工期

1. 工期は、雨天、休日等 125 日を見込み、契約の翌日から令和 9 年 5 月 31 日まで

とする。

なお、休日には、日曜日、祝日及び年末年始の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

①準備期間	40日間
②後片付け期間	20日間
③雨休率（実働工期日数に休日と天候等による作業不能日※を見込むための係数 実働日数×係数）	1.71

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

イ）1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：39日間

（過去5か年（2021年度～2025年度）の国土交通省（川越雨量観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日））

- 著しい悪天候や気象状況により、工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長を協議することができる。
- 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更な期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
- 本工事の工期は出水期間を含んでいる。
- 6月1日から10月31日を出水期間とし、河川区域及びその周辺で工事を行ってはならないが、下記に示す工種等においてはこの限りではない。

なお、既存堤防の治水上の安全を下げないよう留意すること。

- ・準備・後片付け
- ・排水工
- ・仮設工（低水路内の施工を除く）
- ・その他監督職員が承諾した工種

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事（フレックス方式）であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は契約を締結するまでの間に、別記様式—16により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和9年5月31日（工事完了期限）まで

※契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

第59条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- 著しい悪天候や気象状況により、工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作

- 業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
 - ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
 - ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第 60 条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、前条「工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙－５）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第 61 条 個人情報の取扱いについて (基本的事項)

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない

(秘密の保持)

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

(利用及び提供の制限)

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写等の禁止)

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

(事案発生時における報告)

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(資料等の返却等)

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書(別紙ー2)を発注者に提出しなければならない。

2 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合(二以上の段階にわたる委託を含む。)において準用する。

(管理の確認等)

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

(管理体制の整備)

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

(従事者への周知)

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第 6 2 条 施工時期及び施工時間の変更

1. 本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分
昼間作業	全ての工種

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

2. 関係機関との調整

工事着手前に以下の関係機関と調整等をするものとする。

- 1) 協議機関：埼玉県北本県土整備事務所
- 2) 協議内容：開平橋の近接施工
- 3) 協議箇所：工事全体

なお、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。

第 6 3 条 他工事との調整

1. 下記工事の請負業者とは、現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。
2. 本工事との調整工事は以下のとおりとする。

工事名	施工範囲	工期(予定)
R 7 荒川左岸平方地区基盤整備工事	全ての工種	令和 8 年 5 月～令和 9 年 3 月

第 6 4 条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ②公共工事等において実用段階に達している技術
- ③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- 1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術
URL <https://www.netis.mlit.go.jp>
- 2) NETISのテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
- 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術
- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「普及促進技術」に該当するものとする。

なお、NETIS掲載期間終了技術は対象外とする。

第 65 条 新技術の活用（施工者選定型）

- 1. 本工事は、施工者が原則 1 技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
- 2. 本工事において、第 64 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
- 3. 受注者は、選定した新技術が第 64 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
- 4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない
- 5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたりNETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用はNETIS 申請者が負担する。
- 6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS申請者の負担とする。
- 7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－V E」以外のNETIS登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
- 8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第 66 条 建設現場の遠隔臨場における遠隔臨場の実施（発注者指定型）

- 1. 建設現場における遠隔臨場の実施
「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム

等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施に当たっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5年3月』を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

- ① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」及び「立会」を行うものとする。
- ② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられる、いわゆる「歩きスマホ」（カメラを手にとって歩きながら撮影）での撮影はしないこと。動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（Teams、zoom 等）」等、いずれのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙提出様式-19 を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。

詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和7年12月12日（国不建第121号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 67 条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施 状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

（1）技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

（2）機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

（3）遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

（4）効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（5）費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

（6）不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場

合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分基準 令和7年12月12日（国不建第121号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 68 条 建設業担い手の確保・育成貢献工事表彰制度

1. 本工事は、荒川上流河川事務所が発注する工事のうち、建設業の担い手の確保及び育成に関する取組などが優れた工事を表彰する「建設業担い手の確保・育成貢献工事表彰制度」の対象工事である。
2. 受注者は、工事完成時までに、当該工事現場を対象とした担い手の確保及び育成に関する取組を監督職員に報告することができる。
3. 報告様式は別紙様式ー 20 及び別紙様式ー 21 とする。
4. 本制度にかかる取組については、設計変更の対象としない。

第 69 条 新技術活用・生産性等向上工事表彰制度

1. 本工事は、荒川上流河川事務所が発注する工事のうち、新技術等の活用により生産性、品質、安全性等の向上を図る取組が優れた工事を表彰する「新技術活用・生産性向上工事表彰制度」の対象工事である。

第 70 条 契約後 V E 方式

1. 定義
「V E 提案」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。
2. V E 提案の意義及び範囲
 - 1) 受注者が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
 - 2) 以下の提案は、V E 提案の範囲に含まれないものとする。
 - (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - (2) 契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
 - (3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。
3. V E 提案書の提出
 - 1) 受注者は、前項の V E 提案を行う場合は、次に掲げる事項を V E 提案書（別紙様式ー 1 ～ 4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - (1) 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由
 - (2) V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - (3) V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - (4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - (5) 工業所有権等の排他的権利を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項。
 - (6) その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項。
 - 2) 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的資料、図書その他の書類を受注者に求めることができる。
 - 3) 受注者は、前項の V E 提案を契約の締結日より、当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する 35 日前までに発注者に提出できるものとする。
 - 4) V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。
4. V E 提案の審査
提出された V E 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E 提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採

否を決定するものとする。

5. VE提案の採否等

VE提案の採否について、原則として、VE提案の受領後14日以内に書面(別紙様式-5)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. VE提案を採用した場合の設計変更

- 1) VE提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
- 2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
- 3) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「VE管理費」という。)を削減しないものとする。
- 4) VE提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、VE管理費については、原則として変更しないものとする。

7. VE提案の活用と保護

評価の結果、当該VE提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排除的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

8. 責任の所在

発注者がVE提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第 7 1 条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取り組みを実施することができる。

本取り組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第64条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評価

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第 7 2 条 六価クロム溶出試験

本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、下記に示す工種について、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果(計量証明書)を提出するものとする。

なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。また土質条件、施工条件等により試験方法に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

六価クロム溶出試験対象工種名及び検体数

仮設工（安定処理）：配合設計段階 1検体

第 7 3 条 出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」〔国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照〕に基づき行うものとする。

第 7 4 条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第 7 5 条 低炭素型コンクリート試行工事（プレキャスト）

本工事は、建設関連業界等のカーボンニュートラルに向けた取組を促進するとともに、調達上の課題等を検証するため、セメント置換率の高いコンクリートなどのコンクリート製造時のCO₂ 排出量（コンクリートの材料のCO₂排出を含む）を削減した「プレキャスト製品による低炭素型コンクリート」の試行工事である。

①低炭素型コンクリート製品の規定・確認

低炭素型コンクリートはポルトランドセメントの置換率が55%以上のもの又はこれと同等以上のCO₂排出削減効果のあるものとする。受注者は、低炭素型コンクリート製品の購入前に、以下が確認出来る資料を監督職員に提出し、施工数量について監督職員と協議するものとする。

- ・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場の所在
- ・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場と施工現場までの運搬距離
- ・低炭素型コンクリート製品の見積書
- ・低炭素型コンクリート製品によるCO₂排出削減効果（算出可能な場合に限る）

低炭素型コンクリート製品の配合品質証明書等を監督職員に提出し、監督職員は置換率が55%以上であること又は同等以上のCO₂排出削減効果があることを確認するものとする。なお、費用対効果等を考慮し、低炭素型コンクリートを使用しない場合がある。

②試行工事の実施に要する費用

当該試行工事の実施に要する低炭素型コンクリート製品の費用は見積によるものとし、設計変更の対象とする。

③試行結果の検証への協力

試行にあたり受注者は実施状況や結果検証のための調査に協力するものとする。

第 7 6 条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を（株）ティーネットジャパンに委託している。

第 77 条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を関東建設マネジメント（株）に委託している。

また、本工事は、施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第 78 条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号 最終改正令和6年12月13日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。
ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地で点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第 79 条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式ー 12 によるものとする。

第 80 条 施工者と契約した第三者による品質証明の試行

1. 試行の実施
本工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事であり、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について」（令和5年6月1日付け国会公契第11号、国官技第64号、国北予第7号）別添「施工者と契約した第三者による品質証明実施要領」（以下「要領」という。）及び「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）」（以下「ガイドライン」という。）
（国土交通省HP http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照）に基づき実施するものとする。
2. 品質証明業務の実施
受注者は、要領及びガイドラインに基づき、品質証明者に品質証明業務を実施させなければならない。
3. 品質証明者の選定
受注者は、ガイドラインに定める資格及び実務経験を有する者で発注者が示した者の中から品質証明者を選定しなければならない。品質証明者は複数人登録を可能とする。
ただし、以下の要件に該当しないものとする。
① 組織においては、以下のいずれかに該当する者
(1) 当該工事の施工者

- (2) 当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者または元下関係（2次以下も含む。）にある者
 - ② 個人においては、以下のいずれかに該当する者
 - (1) 当該工事の施工者
 - (2) 当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者または元下関係（2次以下も含む。）にある者
 - (3) (1)または(2)に掲げる者のいずれかに属している者
 - ③ 当該工事に係る地方整備局または北海道開発局の長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けている期間中である者
 - ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
 - ⑤ 当該工事に係る地方整備局または北海道開発局の工事において、故意により瑕疵がある品質証明業務を行ったと認められたことのある者
- なお、「当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者」とは、以下の①または②に該当する者である。
- ① 当該工事の施工者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
 - ② 品質証明者の属する組織の代表権を有する役員または品質証明者個人が当該工事の施工者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該組織または個人
4. 品質証明者との契約

受注者は、要領に基づき品質証明者と以下の内容を含めた契約を締結するものとする。

 - ① 要領及びガイドラインに基づく品質証明業務の実施
 - ② 品質証明の範囲及び頻度並びに品質証明方法等
 - ③ 品質証明の期間
 - ④ 契約金額
 5. 品質証明者との契約書の写し等の提出

受注者は、工事着手前までに品質証明者と品質証明業務について契約を締結し、速やかに当該契約書の写し並びに品質証明者の氏名、資格及び実務経験等を記した書面や複数人登録の場合は名簿等の関係書類を監督職員に提出しなければならない。
 6. 品質証明に必要な資機材等の提供

受注者は、品質証明者が品質証明を行うにあたり必要な労務及び資機材等を提供しなければならない。
 7. 契約図書の変更に関する通知

受注者は、契約図書に変更があった場合、速やかにその内容を品質証明者に通知しなければならない。
 8. 品質証明結果の修正

受注者は、品質証明結果に誤謬または脱漏があった場合において、監督職員がその修正を請求したときには、品質証明者に対して、その修正を行わせなければならない。
 9. アンケートへの協力

受注者は、監督職員から実施状況等の把握のためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。また、受注者は、品質証明者に対して、監督職員から求められたアンケート等への協力を求めるものとする。
 10. 実施状況等の確認

受注者は、発注者から品質証明の実施状況等の確認を求められた場合、協力しなければならない。
 11. 品質証明の期間

本工事における品質証明期間は、工事着手日から工事完了日までとする。
 12. 品質証明にかかる費用

品質証明者の臨場日数は41日を見込んでいるが、臨場日数の実績にあわせて品質証明費用に係る契約変更ができるものとする。また、早出・残業、休日・夜間等、品質証明のための臨場日数以外の費用についても、実績にあわせて契約変更ができるものとする。ただし、受注者の責めに帰すべき事由により臨場日数が増加した場合は、この限りでない。

1 3. 業務効率化

(1) 品質証明チェックシート以外に添付すべき資料の有無、チェックシートの内容・項目については、三者（施工者、品質証明者、監督職員）で協議の上、工事着手するものとする。

但し、既存資料の活用や、添付資料を最小限とするなど業務負担軽減に努めること。

(2) 受注者は、品質証明者が立会い予定の事前把握が出来るよう、メールやFAX、ASP等を活用し、進捗状況の共有に努めること。

1 4. 確認の頻度

品質証明の確認頻度は、ガイドライン記載の頻度を基本とするが、現場状況、工事規模、工種等からガイドライン記載の頻度で実施することに支障がある場合は、三者（施工者、品質証明者、監督職員）で確認頻度を協議決定してから工事着手すること。

1 5. ヒアリングの実施

受注者は、監督職員から、今年度の取り組みの効果や採算性や参入意欲向上のヒアリング等を求められた場合、協力しなければならない。また、受注者は、品質証明者に対して、監督職員から求められたヒアリング等への協力を求めるものとする。実施にあたっての調査票は、監督職員より通知する。

第 8 1 条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和8年2月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和8年2月)」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第 8 2 条 中間技術検査

1. 本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は2回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。ただし、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。

2. 中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分(完済を含む)の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監

督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。

3. 中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第 83 条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の 10 書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第 84 条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第 85 条 無人航空機を使用する際の情報流出防止策

1. 本工事において、無人航空機を使用する場合には、以下に掲げるような情報流出防止策を講じること。ただし、本工事が、「政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について」（令和2年9月14日、関係省庁申合せ）に示す重要業務に該当しないことが明らかであって、工事の性質に応じて当該策を講じることが困難な場合、監督職員と協議の上、可能な限りの策を講じた上で、当該策を講じないことができるものとする。

ア インターネットへの接続については、ソフトウェアアップデート等に必要な最小限度とし、飛行中は接続しない。

イ インターネットに接続する場合も、データが流出しないよう、撮影動画等のクラウドへの保存機能を停止する、機体内部や外部電磁的記録媒体に保存されている飛行記録データや撮影動画等を飛行終了後確実に消去する。

2. 前項の情報流出防止策によって工事の実施等に支障が生じる恐れがある場合は、監督職員と協議すること。

第 86 条 建設副産物の受入地

1. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

建設廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地
幹	東武環境センター(株) 八潮工場	埼玉県八潮市西袋768-1
根	A t o s . R (株) 新利根工場	埼玉県加須市新利根1-9-1

上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、

受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

2. 受入時間

- ・東武環境センター(株) 八潮工場：8時00分～17時00分
- ・A t o s . R (株) 新利根工場：7時30分～18時00分

3. その他

工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 2 章 土 工

第 87 条 建設発生土の受入地

1. 建設発生土は、中老袋ストックヤード（入間川左岸入間大橋上流高水敷）へ運搬・敷均すものとする。（運搬距離11.0km以下）
2. 工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 88 条 建設発生土の情報提供について

受注者は、本工事から建設発生土を100m³以上搬出する場合は、別紙様式ー8により搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土に関する下記の情報を郵送・FAX等で提出しなければならない。

なお、情報提供後速やかにその写しを監督職員に提出しなければならない。

1. 工事件名、工事概要、工事場所
2. 工事発注機関名、工事発注機関監督職員名、連絡先
3. 工事請負業者名、現場代理人名、連絡先
4. 建設発生土の運搬業者名
5. 建設発生土の受入先名（搬出先事業所名等）、住所
6. 建設発生土の発生場所から受入地までの運搬経路
7. 建設発生土の搬出時期（搬出期間）
8. 建設発生土の土質（砂、ローム等）、土量（m³）

第 89 条 伐開・除根

発生材については、関係法令等を遵守し、再資源化処理施設により適切に処理するものとする。

第 90 条 表土剥ぎ

盛土及び掘削箇所において20cm以上の表土の剥ぎ取りを行うものとする。剥ぎ取った表土は埼玉県川越市中老袋地先 中老袋ストックヤード（入間川左岸入間大橋上流高水敷）へ運搬・敷均すものとし（運搬距離11.0km以下）、詳細については、監督職員と協議するものとする。

第 91 条 掘削工

1. 掘削土は、盛土または埋戻しに流用することとする。盛土または埋戻しに流用する掘削土は、埼玉県川越市中老袋地先 中老袋ストックヤード（入間川左岸入間大橋上流高水敷）（運搬距離11.0km以下）に一時仮置きすることを想定している。

2. 掘削土量に変動が生じた場合は、変動量については、監督職員と協議しなければならない。

第 92 条 盛土工

1. 盛土基礎地盤の段切りの断面等については、監督職員の承諾を得なければならない。
2. 締固め度の管理は、「品質管理基準及び規格値」の「河川土工」によるものとする。

第 3 章 無筋・鉄筋コンクリート

第 93 条 レディーミクストコンクリート

1. コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

No.	使用区分	呼び強度	粗骨材の 最大寸法	水セメント 比	セメントの 種類	摘要
		N/mm2以上	mm	%以下		
1	平場コンクリート、中詰めコンクリート	24.0	25(20)	60	普通または高炉B	

No.	参考スランプ ※注1
	cm
1	8

ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

※注1

本工事の特記仕様書、数量総括表及び図面に記載されたスランプは、積算上の参考値である。

現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。契約後に受発注者間でスランプ値の確認を行い、施工条件等により、協議の上、スランプを指定することができる。

ただし、（1）使用するコンクリートの単位水量、単位セメント量、水セメント比を配合計画書により確認する（2）使用するコンクリートの目標スランプが12cmを超える場合には、（1）に加え、試し練りを行い材料分離抵抗性を確認すること。

2. コンクリートの耐久性向上対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成14年8月一部改正）により行うものとする。

第 94 条 配合

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない。なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

- ・仮設構造物（建設後数年の内に撤去するもの。）
- ・最大高さ1 m未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。
- ・管（函）渠等（φ600未満、600mm×600mm未満）の構造物。
- ・道路照明、標識、防護柵等の構造物。
- ・耐久性を期待しない構造物。

第 95 条 モルタル

モルタルに使用するセメントの種類は、普通ポルトランドセメントでセメント量は、530kg/m³以上（または、1:3）とする。

第 4 章 土木工事材料

第 96 条 セメントコンクリート製品

護岸用コンクリートブロックは、「護岸用コンクリートブロックの製作管理基準」（令和8年3月改定）によるものとする。

第 97 条 芝

芝は野芝で半土付きとする。

第 98 条 目地板

目地材は、樹脂発泡体とする。

第 5 章 一般施工

第 99 条 矢板工

矢板工の施工は、ノンスケーリング工法を見込んでいる。なお、施工にあたっては、現地状況を十分把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し、施工するものとする。

なお、現地状況、施工条件等に変更が生じた場合は、監督職員と協議しなければならない。

第 100 条 根固め工

根固め工に使用する根固めブロックは、本工事にて撤去した根固めブロックを流用するものとし、不足分については埼玉県川越市中老袋地先 中老袋ストックヤード（入間川左岸入間大橋上流高水敷）から運搬（運搬距離9.5km以下）するものとする。ただし、破損等が甚大なものについては、処分等について監督職員と協議するものとする。なお、撤去した根固めブロックは、中老袋ストックヤードに一時仮置きすることを想定している。

第 101 条 撤去工

撤去した大型土のう及び袋詰め根固めは、埼玉県川越市中老袋地先 中老袋ストックヤード（入間川左岸入間大橋上流高水敷）へ運搬（運搬距離9.5km以下）するものとする。ただし、破損等が甚大なものについては、処分等について監督職員と協議するものとする。

第 102 条 安定処理工

1. 安定処理工に用いる固化材は高有機質土用固化材を想定している。
2. 設計基準強度は220kN/m²を想定している。
3. 固化材の配合量は、割増しを含み70kg/m³を想定している。ただし、施工に先立ち、配合試験を行い決定するものとする。
4. 混合は、スタビライザを使用することを想定している。なお、施工にあたっては、現

地状況を十分把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、施工方法、施工範囲について監督職員の承諾を得るものとする。

第 103 条 工事用道路工

1. 工事関係車両の通行について、上江橋左岸下流坂路から進入することとする。
2. 運搬路に使用した既設道路の舗装等に破損が生じた場合は、速やかに監督職員と協議し、補修しなければならない。なお、補修は設計変更の対象とする。
3. 既設工事用道路を使用する前に、路面の状態等を確認・記録し監督職員に提出するものとする。なお、工事用道路の補修を行う場合には、速やかに監督職員と補修構造・範囲等について協議するものとし、補修費用については設計変更の対象とする。また、工事完了時の補修についても同様の扱いとする

第 104 条 仮設工

図面等で指定している仮設工は、その標準を示したものであり、現地の状況を十分把握し安全性、細部構造等の検討を行い、工事の施工については、受注者の責任において実施しなければならない。なお、現地の状況に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

1. 低水路における工事用道路の待避所は、天端高AP+4.92m以上とする。
2. 仮設工に使用する袋詰め根固めは、埼玉県川越市中老袋地先 中老袋ストックヤード（入間川左岸入間大橋上流高水敷）から運搬（運搬距離9.5km以下）することを想定している。また、使用後に撤去した袋詰め根固めは、中老袋ストックヤードへ運搬するものとする。

第 6 章 築堤・護岸

第 105 条 吸出し防止シート

1. 河川護岸用吸出し防止シート

河川護岸用施工に使用する吸出し防止シートについては、「河川護岸用吸出し防止シート評価書」（建設大臣認可）を有している製品のうち、下記の規格を満足しているシートとする。

なお、評価書を有していない製品についても、別に「公的試験機関による技術証明書」（表-1参照）を有しているシートについては使用できるものとする。

項目	基準	備考
透水性	10^{-2} (l/s) 以上	JIS L 3204準拠
厚さ	10mm以上	
引張強度	9.8kN/m以上	縦・横方向共
科学的安定性（強度保持率）	70%以上 130%以下	JIS K 7114準拠 (PH 5～9)
耐候性（強度保持率）	70%以上 130%以下	JIS A 1410 JIS A 1415準拠
適用勾配	1:2.0	

※上記については、河川護岸用吸出し防止シートのみ適用し、取付護岸（仮設）及び護床工等には適用しないものとする。

「公的試験機関による技術証明書」の内容は、「平成4年度建設省告示第1324号」における評価項目のうち、基準については下記によるものとする。

表-1

評価項目	評価基準	試験方法
開孔径	$O95/D85 \leq 1.0$ (尚、 $O95 \leq 0.2\text{mm}$ は上記判定不要)	振動式開孔径試験
垂直方向透水性	$10^{-2} (1/\text{s})$ 以上	JIS L 3204準拠
引張強度	9.8kN/m以上 (縦・横方向共)	JIS L 3204準拠
化学的安定性 (強度保持率)	70%以上130%以下	JIS K 7114準拠 (PH 5～9)
耐候性 (強度保持率)	70%以上130%以下	JIS A 1410 JIS A 1415準拠
摩擦 (静止摩擦係数)	$\mu \geq 0.5$ (適用勾配 1:2 以上) 0.3 (適用勾配 1:3 以上)	国土センター統一試験

なお、「技術証明書」については、「公的試験機関」が複数であっても認めるものとする。

2. 取付護岸・護床吸出し防止シート

取付護岸に使用する吸出し防止シートは厚さ10mmとし、品質、規格については表-2によるものとする。

護床工に使用する吸出し防止シートは厚さ20mmとし、品質、規格について表-2によるものとする。

3. 品質管理方法

シートの生産者はシートの生産過程において品質試験を行い、その試験成績表を保管しておくものとする。

(1) 納入される製品には、シート設置にあたり裁断した場合でも、全ての裁断片に、①製品名 ②製造年月日 ③製造工場名が明示されていること。(製造年月日は整理番号でもよい。)

(2) 納入される製品は、表-2の品質試験により管理されているものとする。

①「製造工場における品質試験」として、通常の生産過程において3日に1回以上の割合で行われているもの。

②「公的試験機関による品質試験」として、製品の生産過程において、20,000m²に1回以上の割合で行われているもの。

表-2 吸出し防止シートの品質・規格及び試験方法

項目	規格	試験方法
密度	0.12 g / c m ³ 以上	JIS L 3204
圧縮率	12%以下	〃
引張強度	9.8kN/m以上	JIS L 3204準拠
伸び率 (最大強度時)	50%以上	JIS L 3204
耐薬品性 (不溶解分)	90%以上	〃
透水性	0.01 (1 / s 以上)	JIS L 3204準拠

4. 現場における検査方法

(1) 現地において、施工面積 2,000m²毎に監督職員が指示する荷札表示されたシートについて、工場での品質試験結果を提出すること。

さらに、現地に納入される製品の裁断布に近いシートの公的機関における成績証明書を提出すること。

(2) 生産表示と品質試験内容について、別途立ち入り等による検査を行うことがある。

5. 吸出し防止シートの施工

河川護岸用及び取付護岸・護床吸出し防止シートの重ね幅は、10cm以上とする。

第 106 条 連結鉄筋

連節ブロックに使用する連結材は、溶融亜鉛アルミニウムメッキ鋼線（アルミ含有量10%、付着量300 g/m²）（J I S G 3544, 3547準拠）または、これと同等品以上のものとする。なお、端部の巻き付け回数は1回半以上とし、順次連結するものとする。規格は下記によるものとする。

標準線径 (mm)	8.00
線径許容差 (mm)	±0.12
引張強さ (N/m m ²)	690以上
伸 び	10%以上
メッキ付着量 (g/m ²)	300以上

第 7 章 そ の 他

第 107 条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置を講ずるものとする。

第 108 条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第 109 条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

第 110 条 地震発生後の建設現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

1. 気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。
 - イ) 現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告
 - ロ) 現場休工期（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。※開庁日に現場が休工期であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。
2. 気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合
夜間・現場休工期（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第 111 条 河川環境への配慮

1. 工事着手前に、監督職員から河川環境情報図等の提示を受けるものとする。
2. 本工事の施工において配慮すべき事項とその対応方針について別途発注者から指示するものとし、その内容については設計変更の対象とする。
3. 上記 2 で決定した配慮すべき事項とその対応方針について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	□ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 □ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 □ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 □ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第 62 条 第 58 条 第 58 条
用地関係	□ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 □ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 □ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 □ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 □ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 □ 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 □ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	第 53 条 第 54 条
安全対策関係	□ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 □ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 □ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 ■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 □ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	第 43 条
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 ■ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 ■ 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 仮道路を設置する場合。 □ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 □ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 □ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	第 103 条 第 103 条

仮設備関係	☐ 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 ☐ 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 ☒ 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	第 104 条
建設副産物関係	☒ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 ☐ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 ☒ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第 87 条 第 90 条 第 26 条 第 86 条
工事支障物件等	☐ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 ☐ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	
薬液注入関係	☐ 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 ☐ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	☐ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 ☐ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 ☐ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 ☐ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 ☐ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 ☐ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 ☐ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 ☐ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 ☐ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	

概略工事工程表

R8荒川左岸平方低水護岸工事

別紙—5

工 種		単位	数 量	令和8年度								令和9年度		備考	
				7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		5月
余裕期間		式	1												フレックス方式 全体工期:契約の翌日から令和9年5月31日
準備工		式	1												・40日間
掘削工		m3	1,700												・掘削(ICT)(1pt)
法面整形工		m2	1,100												・法面整形(ICT)(1pt)
護岸基礎工		式	1												・護岸基礎ブロック、コンクリート(1pt)
笠コンクリート工		m	80												・笠コンクリートブロック(1pt)
矢板工		枚	80												・鋼矢板圧入(1pt)
コンクリートブロック工		m2	1,070												・大型連節ブロック張、プレキャスト巻止ブロック(1p t)
根固め工		式	1												・根固めブロック(1pt)
排水工		式	1												・床掘り、埋戻し、暗渠排水管、プレキャスト集水枥 (1pt)
小堤撤去復旧工		式	1												・掘削、大型土のう、盛土(ICT)、法面整形(ICT)、 張芝(1pt)
構造物撤去工		式	1												・床掘り、埋戻し、袋詰根固め撤去、根固めブロック 撤去、暗渠排水管撤去(1pt)
仮設工		式	1												・敷鉄板、安定処理、袋詰め根固め、掘削、大型 土のう(1pt)
後片付け		式	1												・20日間
制 約 条 件	関連工事	—													・R7荒川左岸平方地区基盤整備工事
	関係機関対応	—													・埼玉県北本県土整備事務所
	年末年始、お盆	—													・12月下旬～1月上旬 ・8月中旬
	出水期間	—													・6月～10月
雨休率の適用			準備・後片付けを除く、雨休率(猛暑日補正無し)を適用												

別紙様式－２０：実施した項目の全てを１枚に記載する。

担い手確保・育成に関する実施状況（概要報告）

工 事 名			
受注者名		技術者名	（中心となった技術者を記載） 役職 氏名（ふりがな）
項 目	実施内容		
☐ 建設業界への入職のきっかけづくりとなる取組	【取組例】 ・当該工事現場における、子供・学生等に対する現場見学会、インターシップの実施 ・当該工事現場における、建設工事の施工体験、測量機器等の操作体験 等		
☐ 建設業の社会的意義・役割や魅力・やりがいを知ってもらうための取組	【取組例】 ・当該工事現場の近隣地域の防災訓練に参加、災害時に地域住民等を支援 ・当該工事現場における、新技術の活用、i-Construction・情報化施工等の取組を社会にアピール 等		
☐ 建設現場の労働環境を改善する取組	【取組例】 ・労働者に対する週休２日の確保を徹底（４週●休以上） ・働きやすい環境（更衣室、休息場所、清潔なトイレの設置等）の整備 等		
☐ 若手技術者育成、女性技術者育成のための取組	【取組例】 ・当該工事現場における、若手技術者、女性技術者に対する研修や講習等を実施 等		
☐ その他			

上記内容の実施を確認した。令和 年 月 日 主任監督員 _____

別紙様式－２１：実施した内容毎に作成する。

担い手確保・育成に関する実施状況（詳細報告）

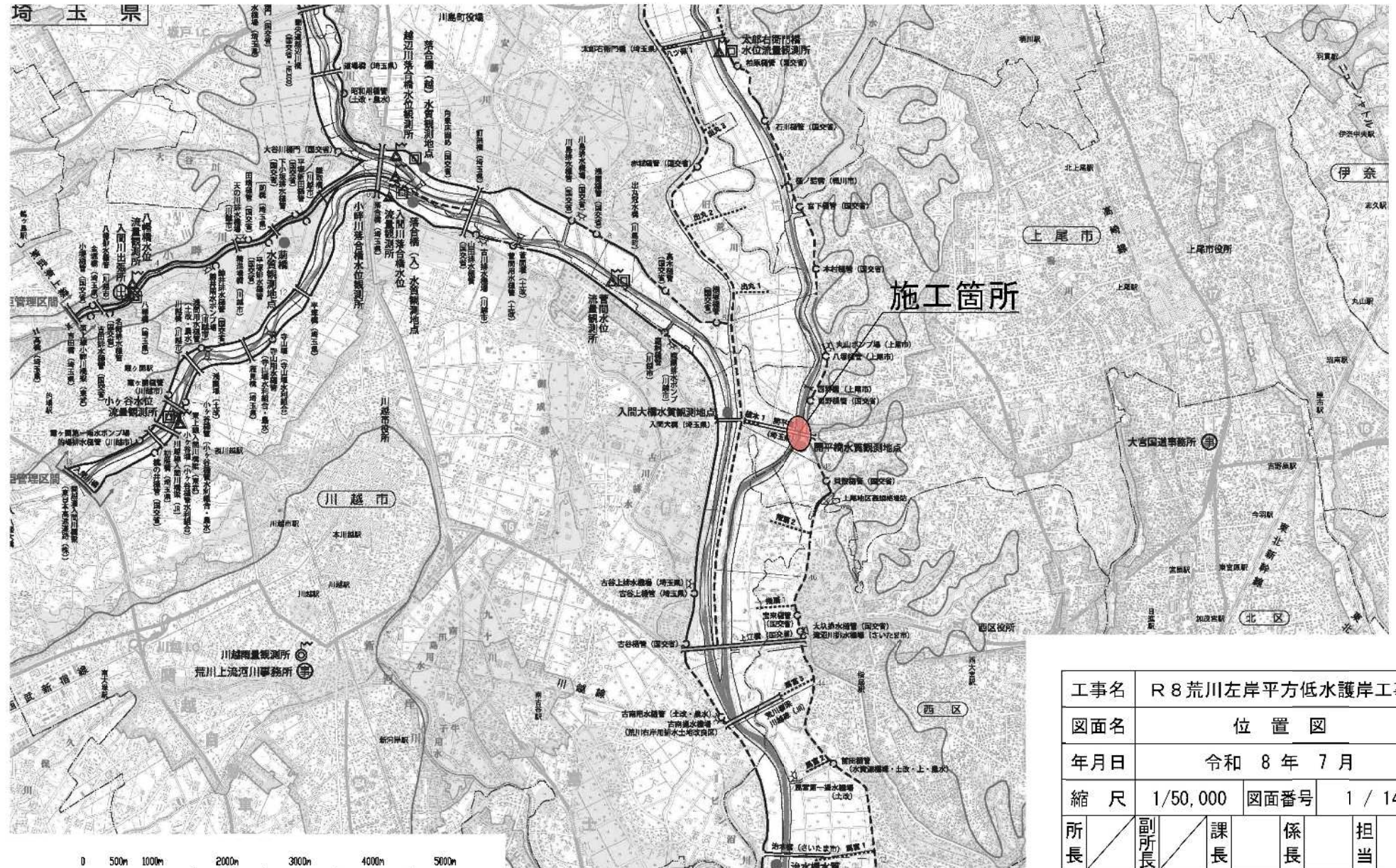
工 事 名			
受注者名			
項 目	(様式－１の該当する項目を記載する。)		
実施内容	(具体的な内容を簡潔に記載する。)		
実施日(期間)		対象者・人数	
マスコミ取材	☐ 有り ☐ 無し 取材会社名		
(具体的な実施内容の説明) 会社の取組方針、具体的実施内容、創意工夫を図った点などを記載			
(取組の効果)			
新聞等への掲載実績、参加者からの感想等から確認できた効果を記載する。			
なお、参加者からの感想文・アンケート・お礼状等の写しは不要。			
「若手技術者育成、女性技術者育成のための取組」は、関係講習の参加、ＩＣＴ土工施工管理、安全パトロールへの参加のみではなく、事前にシラバス(育成計画とその内容)を提出し、竣工後に技術者本人が当該現場で培った成果を提出するなど、育成方針と結果を報告する。なお、技術者本人が提出した成果の写しは不要。			
(添付図・写真)			

○説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

○マスコミ等に取り上げられた場合は、内容がわかる資料を添付する。(新聞記事等)

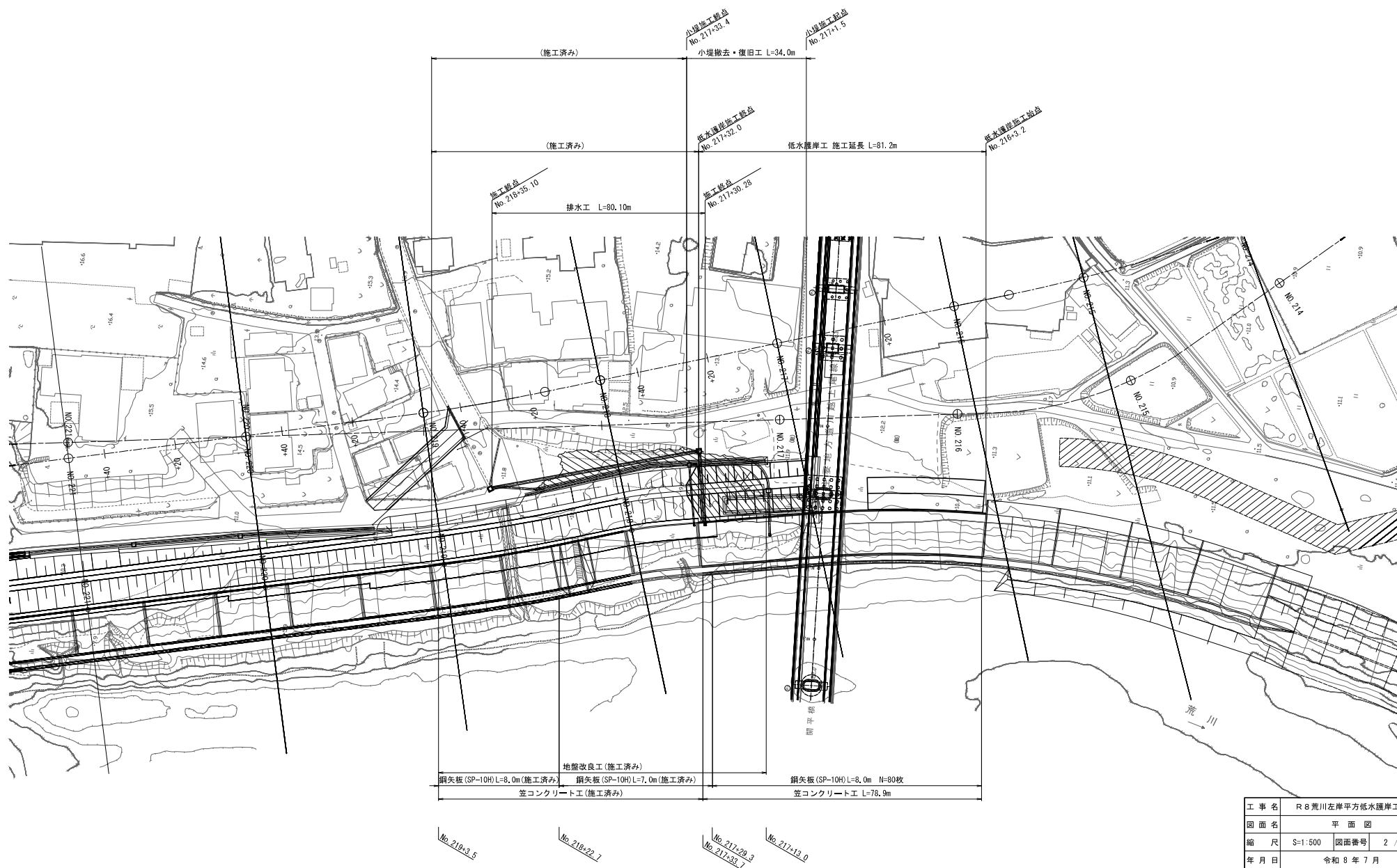
位置図

S=1:50,000



工事名	R8 荒川左岸平方低水護岸工事			
図面名	位置図			
年月日	令和 8 年 7 月			
縮尺	1/50,000	図面番号	1 / 14	
所長	副所長	課長	係長	担当
事務所名	国土交通省荒川上流河川事務所			

平面图 S=1:500



工 事 名	R 8 荒川左岸平方低水護岸工事		
図 面 名	平 面 図		
縮 尺	S=1:500	図面番号	2 / 14
年 月 日	令和 8 年 7 月		
会 社 名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事務所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

V=1 : 200
H=1 : 1,000

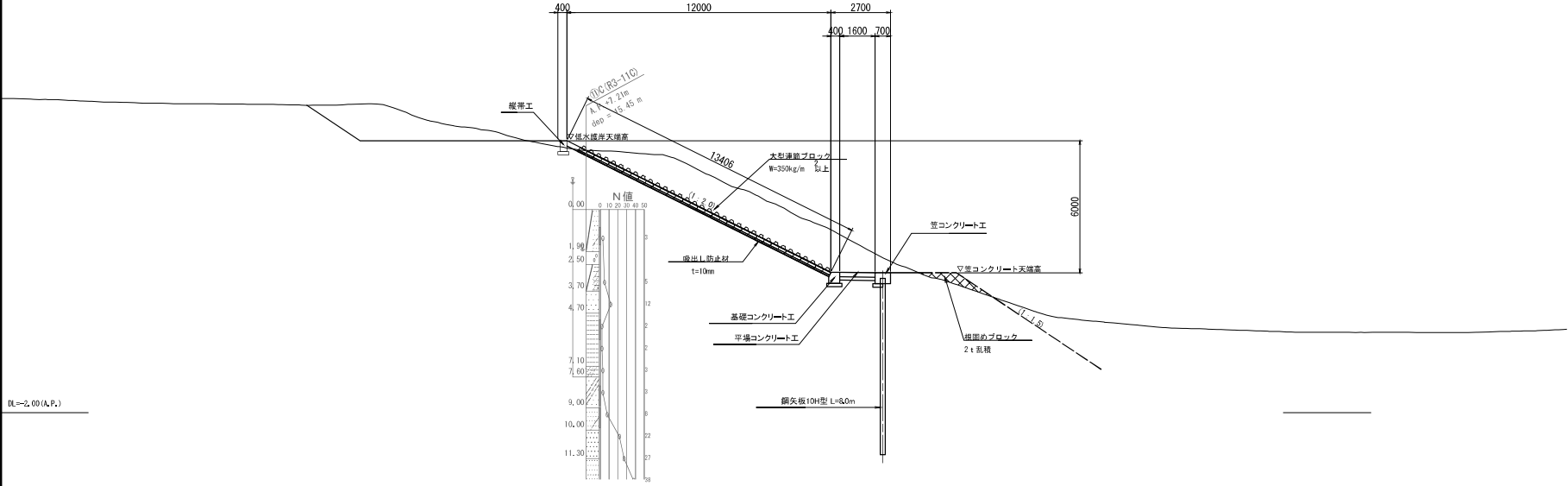


※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R 8 荒川左岸平方低水護岸工事		
図 面 名	縦 断 図		
縮 尺	V=1:200 H=1:1,000	図面番号	3 / 14
年 月 日	令和 8 年 7 月		
会 社 名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

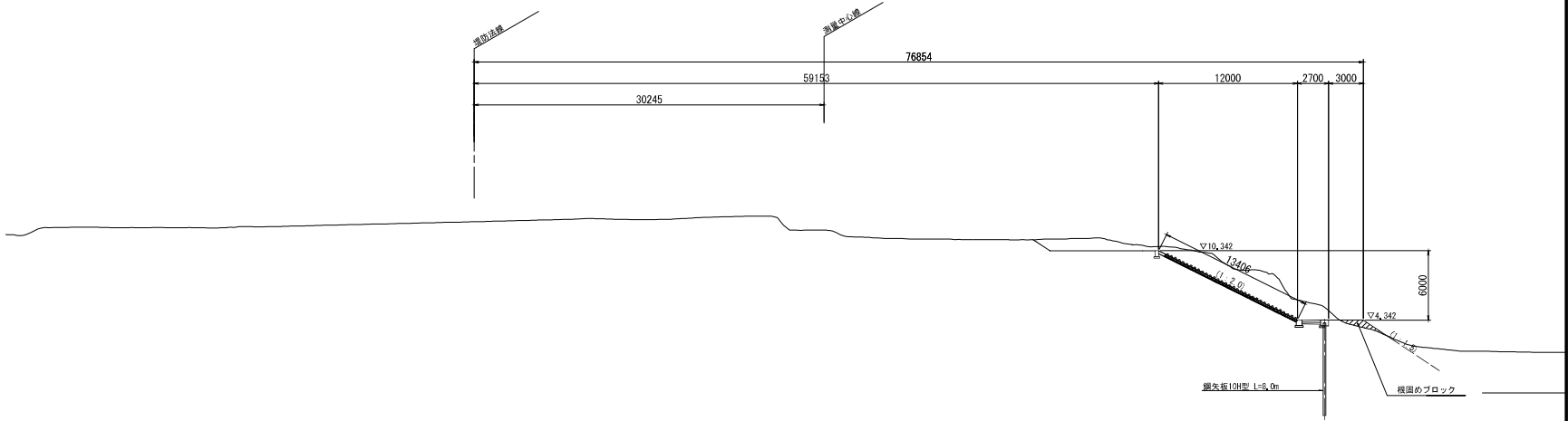
標準断面図 S=1:100

(No. 216+20,000)



横断面(1) S=1:200

NO. 216+3.187
GH=
FH=

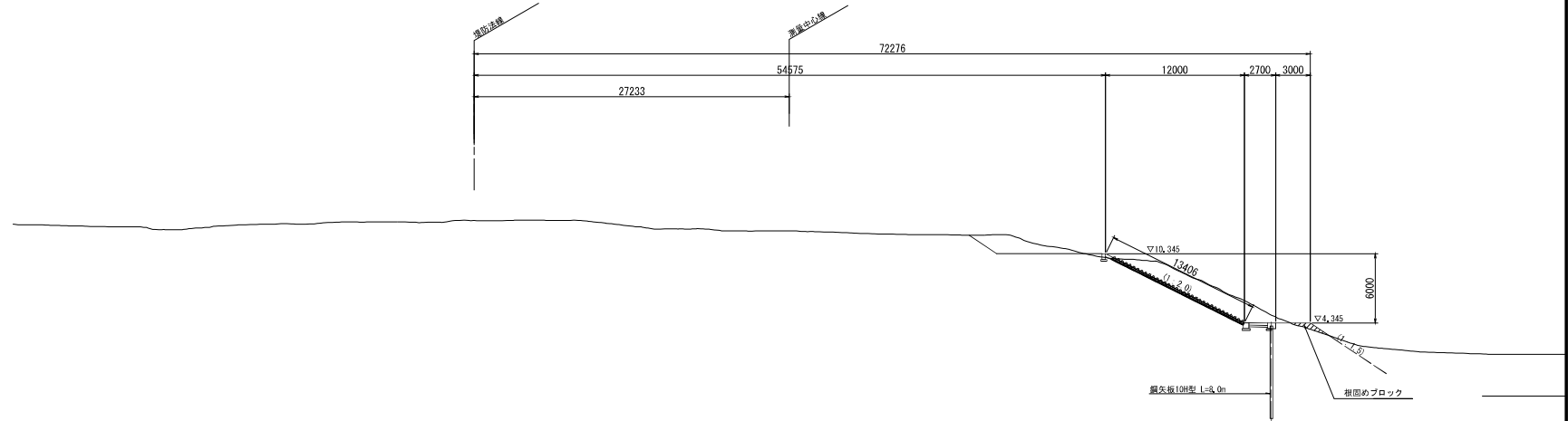


DL-2.00(A.P.)

NO. 216+20.000

GH=

FH=



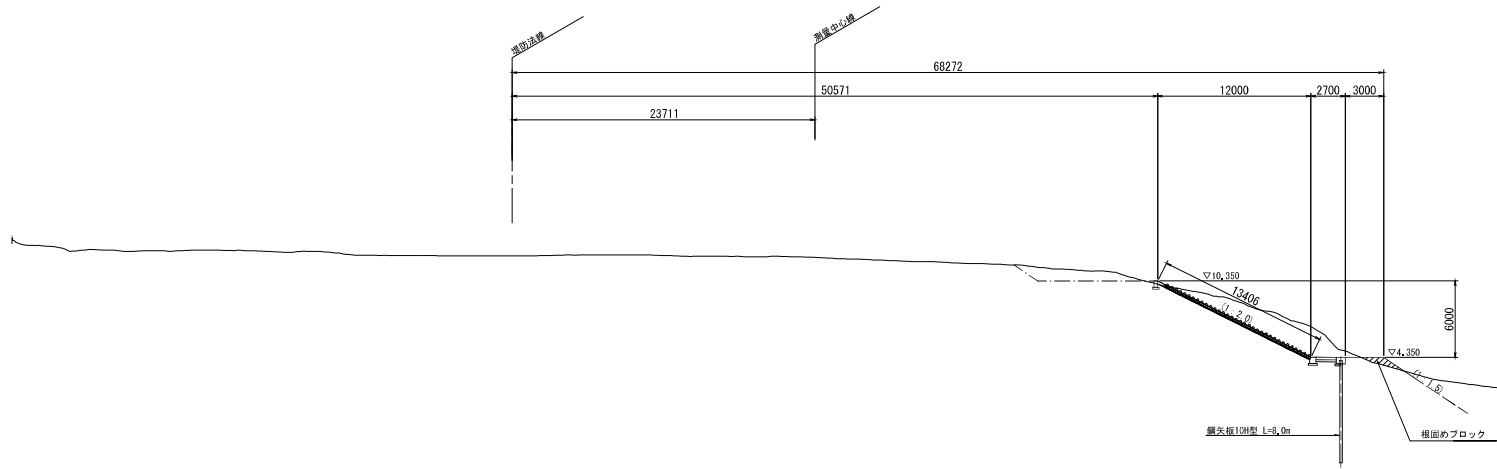
DL-2.00 (A.P.)

工 事 名	R 8 荒川左岸平面低水護岸工事		
図 面 名	横断図(1)		
縮 尺	S=1:200	図面番号	5 / 14
年 月 日	令和 8 年 7 月		
会 社 名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国+交通省 善川上流河川事務所		

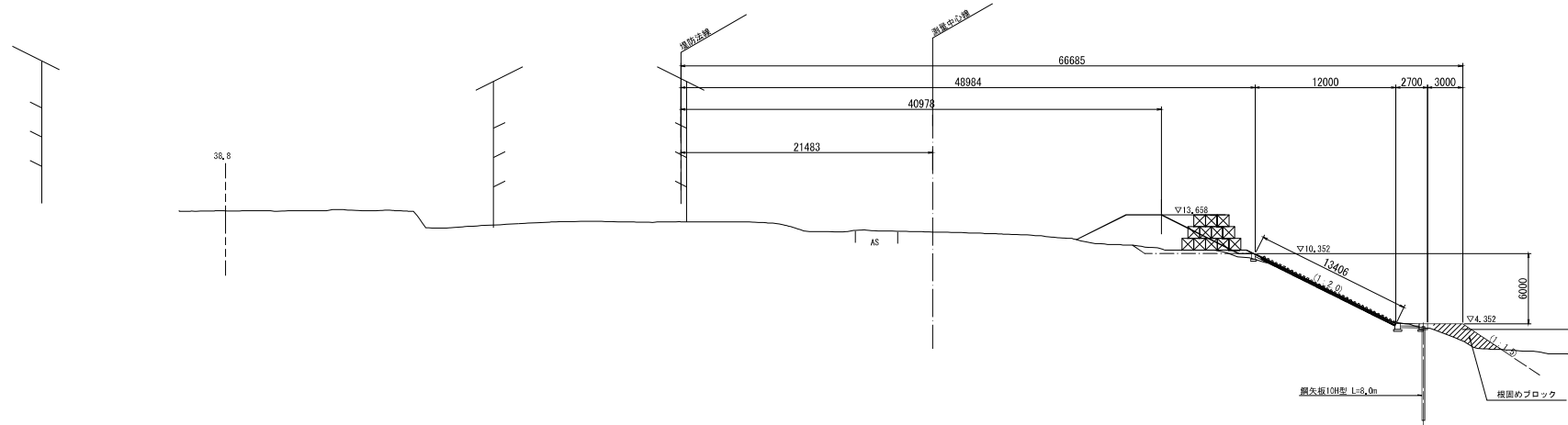
※根固め(2t)は仮置きしているものを流用する。

横断図(2) S=1:200

NO.216+40.000
@H=
FH=



I-NO.217
@H= 12.22
FH=

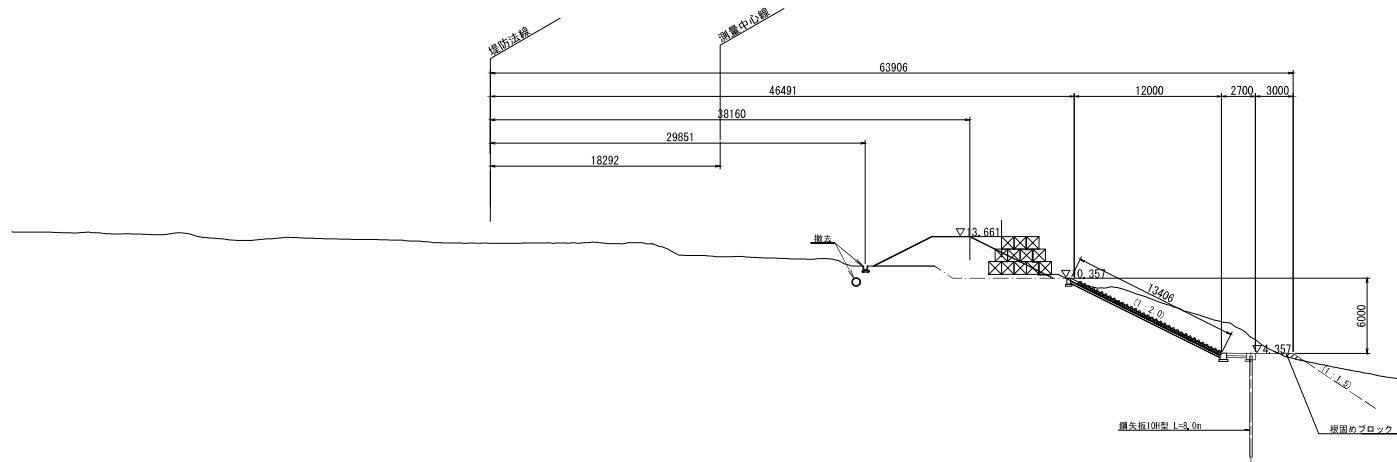


工 事 名	R 8 荒川左岸平方低水護岸工事		
図 面 名	横断図(2)		
縮 尺	S=1:200	図面番号	6 / 14
年 月 日	令和 8 年 7 月		
会 社 名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※根固め(2t)は仮置きしているものを流用する。 ※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

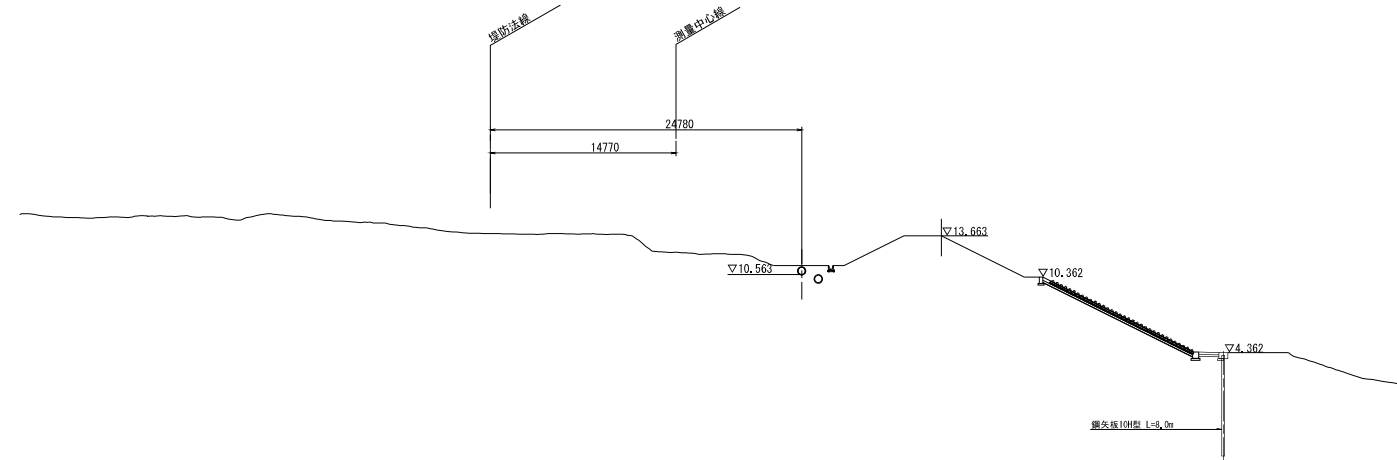
横断図(3) S=1:200

NO.217+20.000
 60+
 70+



DL=-2.00 (A, P.)

NO.217+40.000
 60+
 70+

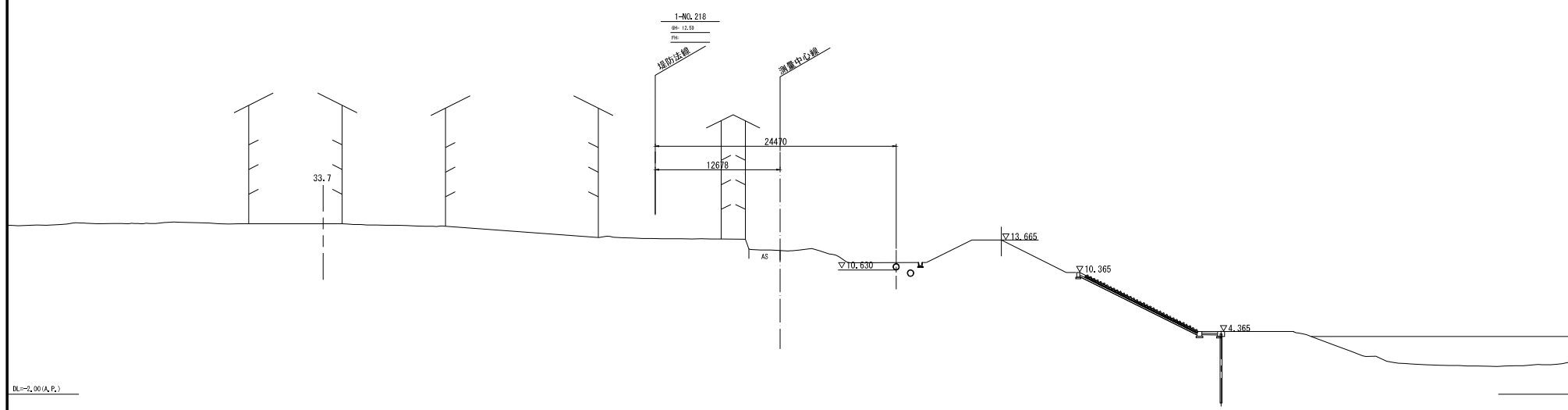


DL=-2.00 (A, P.)

工 事 名	R 8 荒川左岸平方低水護岸工事		
図 面 名	横断図(3)		
縮 尺	S=1:200	図面番号	7 / 14
年 月 日	令和 8 年 7 月		
会 社 名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事務所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

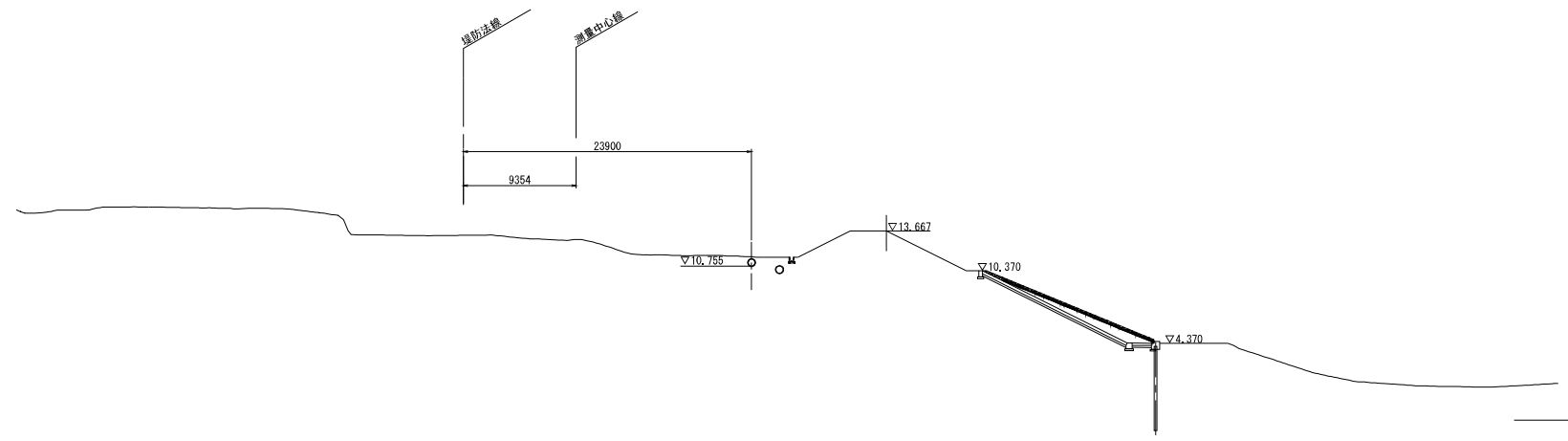
※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断図(4) S=1:200



DL=-2.00(A, P.)

No. 218-20,000
DL: _____
FH: _____



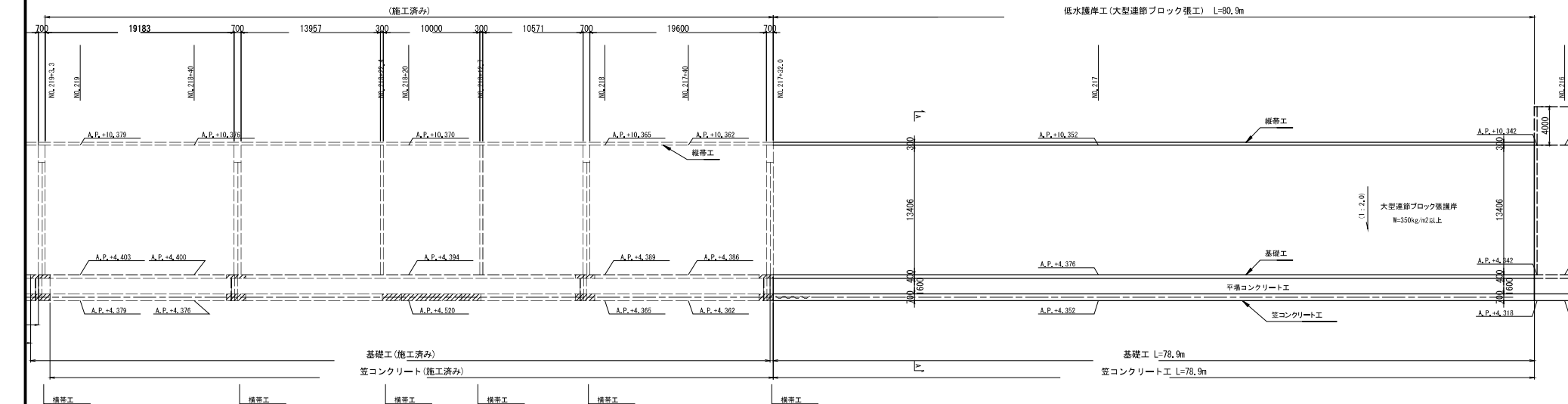
DL=-2.00(A, P.)

工 事 名	R 8 荒川左岸平方低水護岸工事		
図 面 名	横断図(4)		
縮 尺	S=1:200	図面番号	8 / 14
年 月 日	令和 8 年 7 月		
会 社 名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事務所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

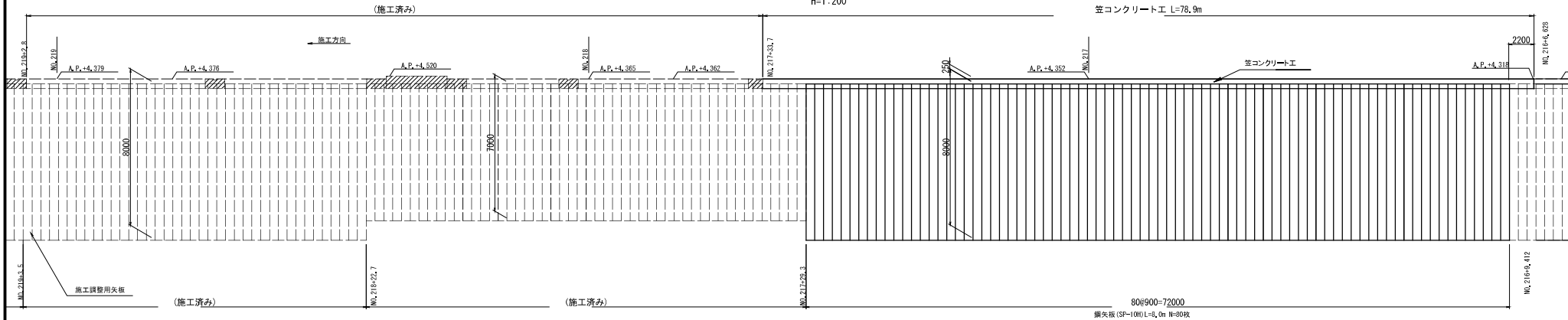
低水護岸工一般図

平面図 S=1:200



矢板展開図

V=1:100
H=1:200

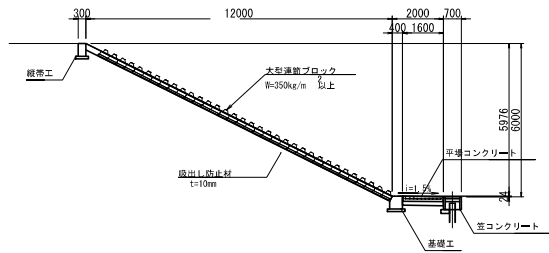


工 事 名	R 8 荒川左岸平方低水護岸工事		
図 面 名	低水護岸工一般図		
縮 尺	図示	図面番号	9 / 14
年 月 日	令和 8 年 7 月		
会 社 名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

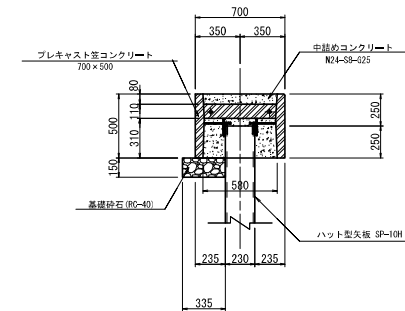
低水護岸工構造図

断面图 S=1:100

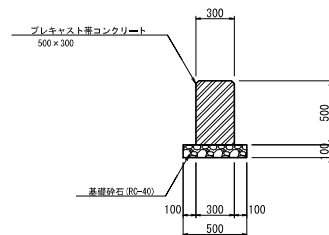


笠コンクリート詳細図 S:1:20
(プレキャスト)

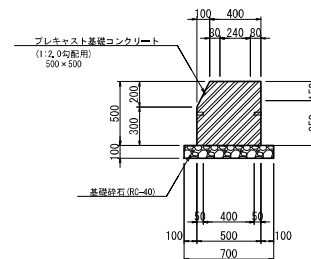
断面図



縦帯工 詳細図 S=1:20
(プレキャスト)

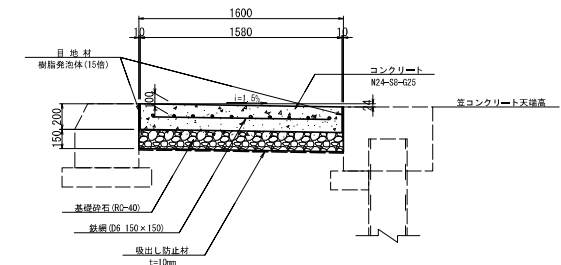


基礎工詳細図 S=1:20
(プレキャスト)



平場コンクリート工詳細図 S=1:20

(標準部)

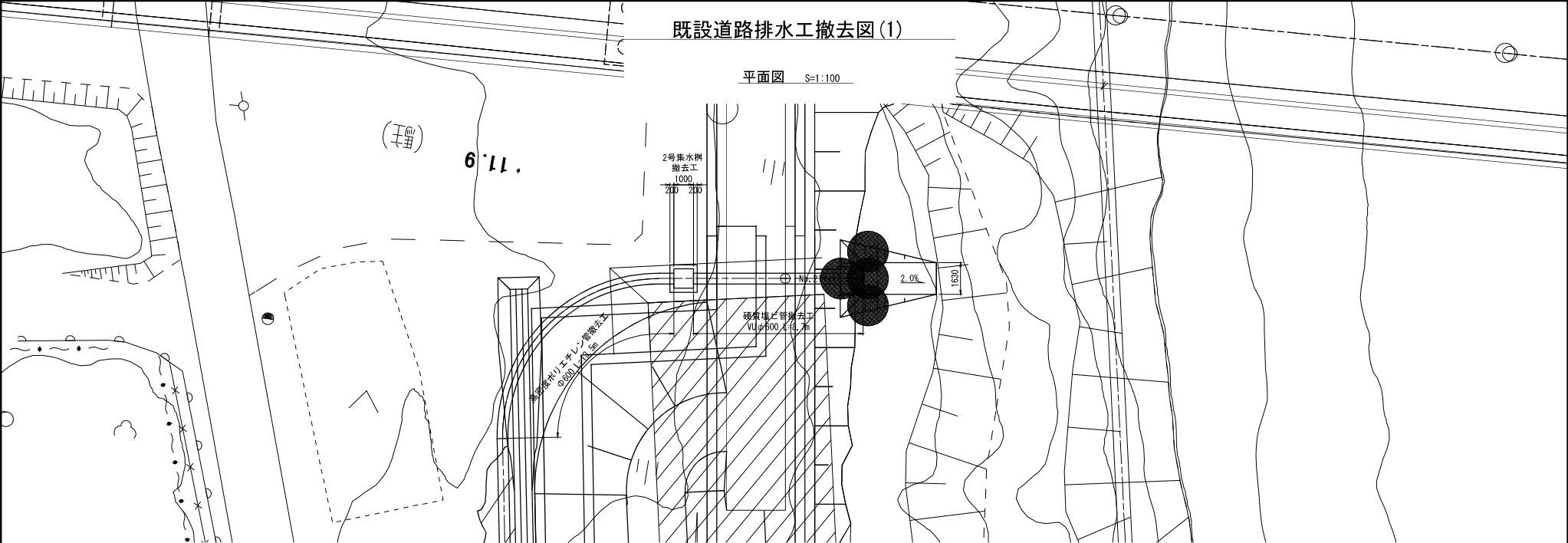


工 事 名	R 8 荒川左岸平方低水護岸工事		
図 面 名	低水護岸工構造図		
縮 尺	図示	図面番号	10 / 14
年 月 日	令和 8 年 7 月		
会 社 名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

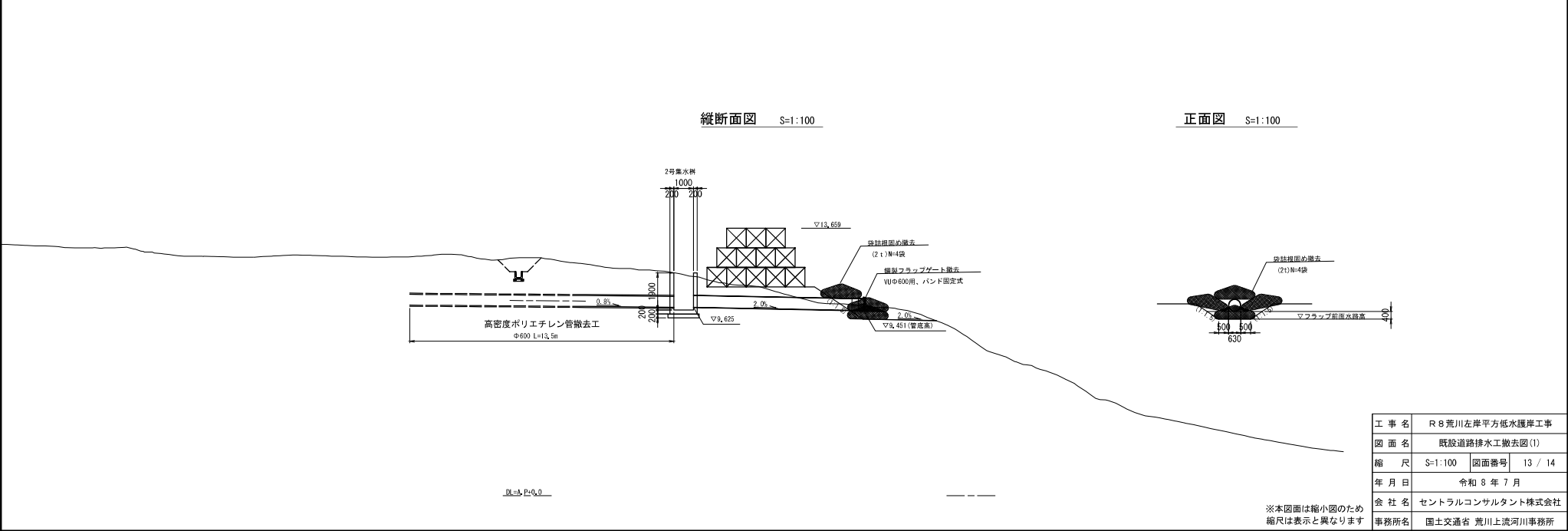
既設道路排水工撤去図(1)

平面図 S=1:100



縦断面図 S=1:100

正面図 S=1:100

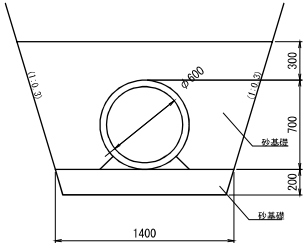


工 事 名	R 8 荒川左岸平方低水護岸工事		
図 面 名	既設道路排水工撤去図(1)		
縮 尺	S=1:100	図面番号	13 / 14
年 月 日	令和 8 年 7 月		
会 社 名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

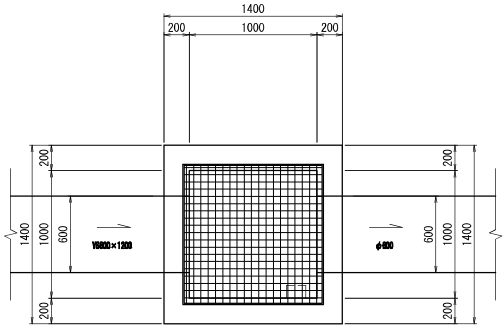
既設道路排水工撤去図(2) S=1:20

高密度ポリエチレン管φ600

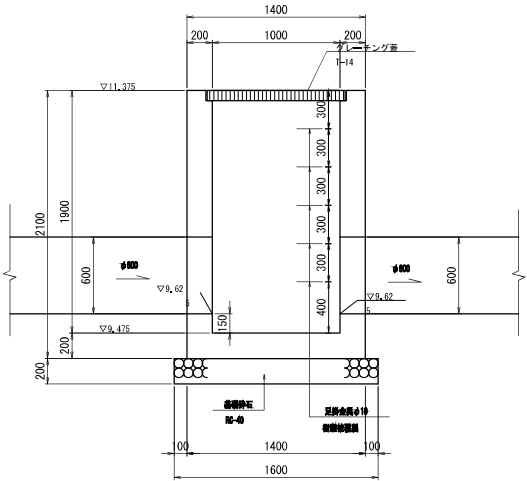


2号集水樹

平面図



断面図



工 事 名	R 8 荒川左岸平方低水護岸工事		
図 面 名	既設道路排水工撤去図(2)		
縮 尺	S=1:20	図面番号	14 / 14
年 月 日	令和 8 年 7 月		
会 社 名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります